

会

議

午前10時 0分開議

議長（佐々木嘉昭君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 一般質問

議長（佐々木嘉昭君） 2日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番。1、市政2期目、石井市長の政治姿勢について。2、下田市の諸課題について。

以上2件について、13番、大黒孝行君。

13番。

〔13番 大黒孝行君登壇〕

13番（大黒孝行君） おはようございます。

議長がご紹介くださいました通告に沿って、会派明政会を代表いたしまして質問させていただきます。

まず最初に、市政2期目、石井市長の政治姿勢についてをお伺いいたします。

市長、冒頭お話しさせていただきますが、また仏教に大変真摯な教団を支持母体に持たれます公明党の同僚議員もいる中で、聞きかじりで大変僭越ではございますが、仏教釈迦の教えの中で4つの徳の教えがございます。精進と禅定と証悟と忍辱、この4つの徳、優しい言葉で申し上げれば、こつこつと努力をする、集中力を養い正直であれ、辱めに耐えろという教えでございます。かみ砕いて申し上げれば、精進、努力をして集中力を高め、正直で耐え忍ぶことを知っていれば、人生は生きていけると説く教えでもあります。この4つの徳をしっかり持っている方は少なく、私ごときは、心では感動し、なるほどと頭では理解をできても、実践はなかなかできていない教えでもあります。

この4つの徳の中の忍辱、辱めを忍ぶと書いて「ニンニク」と読むようですが、辱めに耐えるということで忍耐とは若干違うニュアンスがあるようでございます。侮辱されたり、軽蔑されることに耐える、これは大変なことで、この忍辱が足りないためにささいなことで事件を起こす、人を殺す、また人生に失敗して死にたいと思うこと、自分の気持ちをコントロールできず、暴発をして犯罪犯す、また自殺をしたりする、そうした方々はこの忍辱が足り

ないと言わざるを得ないと思います。

もう少しお聞きいただきます。釈迦は一生こじきをなされたそうでございます。有名になって人に崇拜されるようになられても、やはりこじきをした。財産はためない、食べる必要最少限度のものがあればいいという考え、それを実践されたそうです。こじきをすることは人から侮られ、それに耐えていくことは人間として難しいのですが、それができなければ一人前の仏教者でないという教えでございます。

哲学者、梅原 猛氏がその著書の中で忍辱に触れ、「私はこじきをやったことはありませんが、それに近いことをしたことはあります。国際日本文化研究センターを作るためにお金が要る。寄附を取るために 200何件か会社を回った。お金を貰うんですからこじきです。いい格好ができるはずがございません。会社に寄附をお願いに行くと、課長代理くらいの人にぼろくそに言われました。しかし、私はぼろくそに言われると、かえって喜びを感じました。僕もお釈迦さんと同じことができたんだと思うと心がうれしくなる、それが忍辱である」と、その著書の中で述べております。私もなるほどと関心いたしました。

私もこじきをやったことはありませんが、選挙というものを通じ、それに近い感情を抱いたことはあります。被選挙人として、選挙民の大切な1票を投じていただくべくお願いをするわけでございます。さまざまな人に、ぼろくそに言われもいたした経験もあります。そうしたとき、私も少しはお釈迦さんと同じ経験ができたのだと今は考えております。市長は、国政での議員内閣制と違い、大統領制に例えられます選挙を通し、強い権限を与えられております。

一方、議員はそのチェックマンとして、本来野党的立場に立脚をし、議論を展開していく責務がございます。ゆえに、時に厳しい議員の質問にも耐えているわけで、私どもより数段お釈迦さんの心境に近いものがあるかと推察いたしております。しかしながら、一方、議会は言論の場であり、やはり耐えるだけではだめで、議論の中に正義を見い出していく、双方の努力が必要だと考えるものであります。

そこで、今回2期目の市長選を無投票で終わりました市長の、率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。また、常々裸の王様とならないよう苦言をよく聞く耳を持ち、市政を担当していただきたいと望んだ者として、さらにまた、時に市民の父であり兄であり弟であることを望む、多様な市民ニーズに真摯にかかわっていただき、よりよい方向性を市民に示していただきたく願った者といたしまして、市長、この4年間の1期目の総括として、4年前の市長選の公約を初め、どういう面を良とし、どういう面を反省すべきと考えられたのか。

また、どういうものがあり、どういうものがなし得なかったのかお伺いいたします。当然、真摯な自らへの問いかけをなくして、新しい方向性は生れてこないと考えるものでございます。1期4年間を踏まえ、2期目にどういうシナリオを描かれておられるのかも伺いをいたします。

市長の近くにいる機会のない者として、また市長選で、市長の考えを公約として公に聞く機会がなかった多くの市民と私に、ぜひ2期目の下田市政の方向性、かじ取りの所信を力強くお聞かせいただきたいと思います。

次に、下田市の諸課題についてお伺いいたします。

この項の1点目といたしまして、子供たちを取り巻く環境についてをお伺いいたします。毎日のように児童虐待や殺人、一家皆殺しのような事件が報道されております。幸い下田市では、まだそのような残忍で悲惨な事件は起きてはおりませんが、子供を取り巻く環境というものが全国一律に均等化をし、特異な地域、特出によるものではない事件の広がり、現象というものは、下田市でもいつ起こっても不思議でない潜在的な要因を含んでいると危惧するものでございます。

1年間に世界では1,300万人、3秒に1人の子供の尊い命が、飢えや病気、戦争の犠牲になって失われている今日、なのにまた、このように理不尽な事由により犠牲者を出すことは、許しがたい憤りを覚えるものでもあります。このような基本的人権を根底から否定するような犯罪を未然に防ぐための努力を、我々は常に心得て生きなければならないと考えるのであります。男女共同参画社会一懇話会で学んだことではございますが、そこで平成13年4月、国会で可決され、13年10月13日施行されましたDV防止法に触れ、これの取り巻く環境に言及いたしたいと思います。市当局の対応をお伺いいたします。

ご案内のようにこの法律は、狭い意味では夫婦間の暴力、配偶者からの暴力の防止、被害者を保護する法律でございます。憲法の基本的人権の尊重に立脚をいたしました男女共同参画社会形成、女性の差別撤廃を図る子育て支援等、子供の人権を尊重していく流れの一環でもございます。

この法律の具体的内容は、配偶者暴力相談支援センターの設置義務3条1項です。その特出制に関する理解を深めるための必要な研修及び啓発を行う義務、国民の理解を深めるための教育及び啓発に努める義務、加害者の更生のための指導、被害者の保護にかかわる人材の養成、資質の向上に努める義務、また民間団体に必要な援助を行う義務等が第23条から26条に規定されております。婦人相談所の運営等に関する費用の支弁、27条でございますが、こ

の窓口となる婦人相談所は、売春防止法で医療保護女子の保護更生で、都道府県に設置義務づけられた婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設を当面、このドメスティック・バイオレンス防止法の配偶者暴力相談支援センターの機能を果たさせることとしておる法律でもあります。保護命令では接近禁止命令、退去命令等さまざまに規定はありますが、努力義務規定の域を出ない法律でもあります。窓口である支援センターの役割を含め、行政側の実効的なシステム作りが急務であるとされる法律であります。

また、この法によりまず保護を求めましても、それによりまして加害者の暴力がエスカレートすることがあり、加害者におびえ、もう保護を求めないということが報じられてもおります。家庭内での出来事、外部から発見しにくい、エスカレートしやすい性格があるために、特別な保護、加害者にアプローチをさせない確実な保護手段が求められてもいる法律であります。今言ったように、国連の人種差別撤廃委員会の 1992年の勧告では、民事救済必要な場合の刑事罰を含む立法ショット、このDV防止法にて、このDV防止法の骨格となる勧告がなされている中で、5番目に、子供への性的虐待が行われた場合の家族支援サービスが謳われております。

近頃起こりました栃木の事件、同居する児童兄弟2人の殺害のように家族の大量殺人事件等、痛ましい事件の背景には、ドメスティック・バイオレンスの連続の果てに生じる事件が多いと感じるので、そのとき犠牲になるのは多く婦人や子供たちでございます。そこでより早く、そうした日常を察知し得るシステムの構築が必要と考えるものでございます。下田市では児童虐待の報告はどのくらいあり、そのための手段、報告を受ける、情報を受けるシステムをどう講じられておるのか、まずお伺いいたします。

私は、国の問題かと思いますが、児童手当もばらまきではなく、フランスの家族手当のように一定の健康診断を義務づけして支払いをしていく、そうすることにより家庭内暴力の見定めにくい、発見しにくい部分の発見の一助として寄与すべきであると考えてもおります。そこで、児童の健診等、どういうシステムになっておるのかお伺いいたします。

また、市内外の医療機関への要望、DV行為のおそれのある患者の報告を得るシステムがあるのかどうか。なければ、市独自で何らかの対応というものを心がけるべきであると考えますし、医療機関との連携を密にする努力、学校等との連携を密にする努力を心がけるべきであると考えますが、どのように考え、当局はどう対応されておるのか。

また、主要な施策の成果に見ます、家庭児童相談室相談件数で、家族関係の 55件の相談件数の内容はどのようなものであるのかお伺いいたしたいと思っております。なお、また現在 16年度は、

数字、件数はどう推移をしているかお伺いいたします。

さらに、この項の最後に、下田市青少年育成会の今後の課題として、今どういう問題が提起されておられるのかお伺いいたします。

この項の2点目といたしまして、自然環境についてお伺いいたします。

まず、合併後の問題、課題として、先送りされてきた市当局、市長の提出された環境基本条例の実実施計画策定についてであります。まず、この場にご臨席の皆様と市民の認識の共有のために、くどいようですが、その背景を申し述べさせていただきます。国の施行した環境基本法は平成5年、それまであった公害対策基本法を廃止して制定されたものです。地球環境時代の新しい環境保全の基本理念を掲げ、環境保全に関する基本的施策として、環境基本計画の策定、環境基準の設定、国が講ずべき環境保全のための措置、国際協力の推進等を定めたものであります。

日本国憲法には、ご案内のように環境権の明文化された規定はありませんが、良好な生活環境を保全していくことは、元来、人々の生命・健康を維持していくための必要不可欠なものとして、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利として保障されておる、憲法第25条に含まれると考える法律であります。その基本的理念は、第2条の目的として、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現代及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とするとあります。

そこで、国の責務、国民、事業所、地方公共団体の責務として、それぞれの責務を定めております。地方公共団体は第7条で、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及び地域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有している法律であります。それは、1992年リオデジャネイロでの環境サミットの理念に基づくものでもあろうかと私は考えておりますが、私ども議員としても、故寺川議員や土屋誠司議員を中心として、議員の勉強会で勉強・研究をし、基本条例の設置を目標として取り組み、議員発議として提起を計画し、腰の重い当局の腰を上げさせる努力をした経緯がございます。そして、やっとなった条例でもあります。区分化させるわけにはいかない条例であります。

そこでお伺いいたしますが、絶滅の危機にあるウミガメ保護条例で、条例化を望んだ時、ウミガメを通して見えてくるさまざまな自然環境、社会環境の問題点は、繰り返しはいたしません、今もウミガメ保護条例の制定を強く望む者として、今年のウミガメ産卵の報告は何件ほどあり、どう保護されたかお伺いいたします。あわせて、ここ数年の報告件数の推移

もお伺いをいたします。

次に、観光立市を掲げ、自然環境の保全なくして観光は語れないとする市長の熱意が、どう環境対策として実行されておられるのか。自然環境のシンボル、自然界の動脈とも私は考えます河川の水質は、この数年どう推移されておられるのか。また、観光地のほぼ真ん中を流れる稲生沢川、大賀茂川の現況をどう認識されておられるのか、あわせてお伺いいたします。

3点目といたしまして、海水浴場のここ数年の水質について、その推移、変化と調査の結果をお伺いいたします。

4点目としては、田牛区の台風のための砂の流出に対して、どう対処をされたのかお伺いいたします。

5点目として、吉佐美の入田浜、今年の海水浴場の水質調査で、田牛と並び下田市内では最適な環境とされた入田浜でございますが、この浜の両端、多々戸よりの地域と吉佐美方面から流れます川の合流地点から海に向かい、大変水質汚濁がひどい、また舞磯寄りの川の脇の生活排水の浜地への流出が海水浴客のひんしゅくをかつている問題、それらへの認識と対応はどうあったのか、どう対応されたのかお伺いいたします。

この項の3点目として、通告では日露開国 150年と終戦 60年についてを通告いたしておりましたが、質問通告いたしました翌日、伊豆新聞の記事や一昨日の中村議員の質問で、私の質問の要旨はほぼ言及されておりますので控えますが、終戦 60年との絡みで、1点お伺いいたします。

一昔前、米ソ象徴されましたイデオロギー対立の時代、この2大国と最初の親交を結ぶ歴史の舞台となった下田市の役割は、冷戦下の当時、世界の恒久平和を願う市民・国民の一助となること、またこの歴史を背景に、戦争のない平和な世界を願う多くの市民、国民の一つのシンボルとしての地位を国の内外に向け、説得力のある表明を発進し、もって市民の誇りとすべきと考えたものですが、イラク戦争、自衛隊派兵の今日、より強くこの思いを抱くものです。そこで終戦 60年、人間でいうところの還暦を来年に迎える節目のこの時、世界の平和をこの日露の 150年記念事業とあわせ取り組む姿勢、視点が必要と考えますが、市当局はどうお考えになられるかお伺いいたします。

この項の4点目といたしまして、医療環境についてお伺いいたします。

まず、国保で値上げを受けて約3カ月になるかとしておりますが、国保運営上の変化、推移・経過をお伺いいたします。資格証明発行件数、また滞納者の増加等はどうか推移されておられるのか。そのことへの対応をあわせお伺いいたします。

次に、ドクターヘリ関係でお伺いいたします。

死亡原因の高い割合を占めます3大疾病、悪性新生物心疾患の血管障害、市町村の指標で常に県下で2市中、1番、2番、3番を譲らない不名誉な記録が、このドクターヘリの導入によりどのような改善をされるのか期待するものでございますし、当局はどういう予測をされるかお伺いいたします。また、ドクターヘリ運航は救急の現場はもとより、医療機関からの依頼による利用の割合が高い数値を示しております。その現状と見通しをあわせお伺いいたします。

いま1点、稲梓診療所関係でお伺いいたします。

さきの6月定例議会では小林議員の質問に、今月中には建築確認まで持って行って、7月ぐらいから工事に入りたいという答弁でございましたが、まだ工事の始まる様子も見えず、500平米木造2階建て病院には建築確認の必要はなく、周りに大変見えにくい環境にあります。また、公設民営から民設民営になったわけで、行政や市民の意向が届きにくい施設になるのではとの住民危惧とあわせ、早期開院を強く望んできた稲梓地区住民の皆さんが大変不安を抱いております。そこで、その後の経過と建築規模はどうなっておるかあわせてお伺いし、私の主旨質問を終わらせていただきます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 大黒議員の質問のごとく、まず格調高いお話から伺わせていただきました。まさかお釈迦様のお話まで出てくるとは思わなかったんですが、これは、1つは私に対する大黒議員からのアドバイスというような形も含まれていたのかなというふうに思います。いわゆるいろいろな問題点がある中で、1つは精進、努力しなさいと。それから正直でありなさい、あるいは忍耐というか、耐えるところは耐えなさいというような形のお話を聞きながら、私なりの答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初に、4年前、下田市長選に出馬をさせていただきました。まず流れを変えようという訴えをさせていただいた中で、市民の皆さん方の信任を受けまして初当選をさせていただきました。この1期4年間の総括は、後ほどまた答弁させていただきますが、まず先般の7月の選挙におきまして無投票というような形について、市長はどのような考えか、率直な考え方を聞かせてくれということでございます。私にとりまして、当然選挙があるのかなという準備をさせていただきましたが、無投票という結果の中で信任をされたということは、まず1つは、この時代の流れがあるのかなというふうに思います。大変今このような経済状況下の中で、やはり1つの選挙戦という大きな戦いのものを市民が望まなかったということ

が1つ背景にはあるのではなからうかというふうに思います。

また、4年間私がやってきました、特に行財政改革に取り組んできた実績、そのような姿勢も認められたのかなというような面。それから、公正・公平な政治を求めてやってきたことが、一つの流れとして今回の無投票につながったのかなということで、逆に私自身とすれば選挙で戦って勝ったわけじゃない、無投票ということでございますから、なおさらその責任は、選挙で勝った以上に重いものであるという認識を持って、今期2期目に向かって頑張っていきたいという思いを持っております。

それから、4年間の総括ということでございますが、私自身も民間の人間からこの政治の世界に飛び込んできた中でいろいろな壁がございました。これは、私とまず市の職員との一つの話し合いの中で、いろいろ考え方が違うということもございました。それから、当然のことながら、このように議会運営という中で、施策が理解をいただいて議会で認められて、施策というものが打っていけるもの、これも勉強させていただきました。ですから、そういうような形で、当局、議会一体となったまちづくりというものは大変大きな問題であるのかなということも認識をさせていただきました。おかげさまで4年間大きな事故もなく、いろいろな施策を打たせていただきました。特に4年間の総括ということになれば、まず最初に取り組んできたのは行財政改革であります。

特に、この疲弊し切った下田市の経済を立て直さなければならない、それから無駄なものをしっかり無駄じゃないものに変えていくというようなことから、細かいことではありますが、いろいろやらさせていただきました。例えば、審議会等いろいろなものがありますが、こういうものにつきましては公の施設の運営、これにつきましてはたくさんの委員会があって、当時は75人という委員の方が市民から現れて運営させていただきました。これにつきましても、そんなにたくさんの委員会は必要ないのではなからうかということで、この公の施設の運営も審議会も一つにまとめさせていただきました。75人という委員を14人に縮小させていただく、このようなことから始めさせていただいたわけであります。

それから、例えば非常勤の特別職の審議会の皆さん方が出日当というか、出てくるために1日6,000円もかかってしまう、これも例えば二、三時間の会議で、午前中で終わるのに6,000円もないだろうということで、いわゆる半日当という形でご理解をいただきました。こういう細かいところから着手をさせていただきました。特に大きな問題とすれば、やはり市職員の適正管理、これにつきましては平成12年から16年にかけては20数人の削減をさせていただきました。

それから、一つ残念だったのは、調整手当の問題につきましては組合側ともいろいろ審議をしていただきました。1期目に何とかこの3%を全廃という形に持っていきたいという努力をしたんですが、任期中には2%の削減しかできませんでした。しかしながら、来年からは0というような形で、最終的には調整手当は県の市の中では0という、初めての取り組みをさせていただくような方向性にも持ってまいりました。

それから、やはり我々管理職も自ら報酬を削減させていただく、それから市の課長、参事につきましては手当も削減させていただく、そのような形で市の職員ともども行財政の改革に取り組みをさせていただきました。

あと、細かい面でありますけれども、やはり市役所というのは市民のために働く場所であるという認識をしっかりと市の職員に持っていただくために、このような形の職員の名札着用を実施いたしまして、いつ、どこでも市民から監視をされているんだよというようなことを市の職員に認識していただくことによりまして、接遇研修等をやりながら、市民から文句を言われぬような市の職員になってくれと、このようなことを一緒に努力してまいったわけです。

2期目の下田市政の方向性につきましては、先般の広報の中にも述べさせていただきました。下田市の今8割の方々が観光に携わっているという中で、やはり観光立市というようなものを、もう少し行政とか観光関係の方々が言うだけでなく、市民全員が観光立市という大きな考え方で町中が盛り上がっていくべきであろうということで、一昨日の議会でも述べさせていただきましたが、観光立市の考え方は、とにかく市民全体でお客様に来ていただくようなまちづくりをしていこう、これはやはりまず町をきれいにすることも大事でありますし、来ていただいて通過型じゃなくて、ある程度滞在していくような体験型のものも作っていこう、こういう中でいろいろ市民の方々の団体組織が着々とでき上がっております。これに向かって頑張っていくのが大きな政策の一つでありますし、もう一つはやはり合併という問題もまだ脈がございます。しかしながら、合併があるなしにかかわらず、この行財政改革を大きな柱として取り組んでいく姿勢が大事である、このような思いでスピードアップをしながらやっていきたいというふうに考えております。

特に、今後プロジェクトとして考えられていくようなことは、まず1つは22日の議会終了後、南伊豆町長の方から、南伊豆町が住民投票をやるよという中で、南伊豆町も1%の可能性があれば、下田市との合併を求めていくというような町長の意向が述べられました。これにつきまして、ぜひ協力しながら最後の最後まで頑張っていく決意であります。

それから、伊豆縦貫道自動車の問題につきましても、国が三位一体改革の中で厳しいと思いますが、供用できるところから早く着手をしていただいて供用できるようにしていこうというような、全般的な大きなことばかり考えておりますとなかなか、15年、20年先の開通ということになりますので、先般質問が出ましたように、やはり駅前の渋滞、夏の白浜の渋滞、こういうものを解決できるような形の中の縦貫道の建設促進というものも踏まえて進めていきたいというふうに思います。

それから、これから国が応援体制をしていこうというような長期家族旅行の滞在システムの確立、下田市が名指して候補地として挙げられております。これにつきましても追っていききたい。それから、大きな問題は今までの陸路だけの問題ではなくて、これから海上交通の問題というのが、大きな下田市の活性化の起爆剤になる可能性がございます。そういうことで、南房総あるいは東京からのジェットホイルの定期的な運航、こういうこともしっかり考えてやっていきたい。それから観光面につきましては、体験型の観光の確立というものを目指していくべきであろうというような考え方を私自身は持っております。

2つ目のご質問でございます、下田市の諸課題につきましての問題でございますが、幼児虐待というのは、最近も大きなニュースがございました。確かにこの虐待防止法が施行された2000年の末から、この虐待防止法に関連するような形で、毎年50名ほどの子供たちが虐待事件で命を失っております。本当にこの下田市においても、いつ起きてもおかしくないというような問題点であろうと思いますので、これにつきましても今取り組んでいる形というものは、担当課の方から後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

それから、婦人の保護事業ということもご質問がありました。これに関してもさせていただきたいと思います。特に子供の虐待というものにつきましては、やはり統計によりますと、実母、それから実父、この辺が虐待者としての位置付けが一番高いわけでありまして、特にお母さんの虐待が60数%、それからお父さんの虐待というのがその中の20%ぐらいを占めている。いわゆる親が子供を虐待するというところでございますので、この辺もしっかり考えていかなければならない問題なのかなというふうに思います。

青少年育成会での対応ということにつきましても、また担当の方から、今育成会の方ではどのような考え方で進めているのか答弁をさせていただきたいと思います。

3つ目に環境の問題が出てまいりました。議員になられてから、ずっとこの環境問題につきましても積極的に取り組んでいられるわけでありまして、議会でも何度となくこの環境問題につきましてはご質問をいただきました。観光立市における環境問題というのは、当然の

ことながら、まず町全体をきれいにしようというような形で、今回議会におきましても、町をきれいにする条例というものを環境審議会の皆さん方にご審議いただいたものを今回上程させていただいております。やはり市民全体で町をきれいにしていこう、この中にはただごみを拾うとかそういう問題じゃなくて、やはり基本的には川・海、そういうものをしっかり環境保全していかなければならないということも謳われておりますので、その辺からご理解をしていただきたいと思います。

河川の問題につきましては、特に大賀茂川とか稲生沢川の問題点等があるかと思いますが、やはり吉佐美大浜がなかなか、環境庁の海の水質の問題でAランクしかなれないという、あれだけの海でございますが、これはやはり最終的には大賀茂川の汚染というものに原因があるということでございますので、この辺も担当の方から少し、河川の水質等につきましてご報告申し上げたいというふうに思います。

それから、河口の閉塞というのは、特に今海面が少し上がってきて、波が押し寄せるために河口がつぶされてしまって、ある程度川が汚れてしまうというような問題点も出ています。特に吉佐美の大浜の左側の方なんかの川も先般見させていただきましたが、やはりよどみが出てしまっているような状況下もありますので、この辺も一つの研究課題かというふうに思います。

それから、もう一つ具体的にご指摘がありました、入田浜の奥の夏場の汚水の流入でございます。これにつきましては8月に市長への手紙でも市民の方からご指摘がございまして、すぐ環境対策課と、それから観光商工課に調査をさせました。やはりお客様が多い、特に民宿関係がある中で、流れる水がたまってしまって水が腐る、そこでカニが死んでしまうということでございましたが、担当課が行った段階では、ある程度夏の終わりということで水はきれいに澄んでおりました。しかしながら、やはり夏場にお客様が来る時のそういう問題点につきましては、合併浄化槽等の設置ということもお話したんですが、なかなか個人的に負担がしにくいというようなことで、これはまた吉佐美区と担当の方と、それからその民宿関係の方々ともう少し話を詰めないと、根本的に解決できない問題ではなからうかということで進めていきたいというふうに思います。

特に大黒議員は、夏の間、吉佐美の住民として入田浜のごみ拾いをしっかりやっていたいただいたということは、市民の方からも私の方に報告がありました。入田浜につきましては、そういう環境というものに自らが率先していただいているということを知って、大変うれしく感じております。ぜひひとつこの問題につきましては、最後まで対応を考えてみたいとい

うふうに思います。

それから、終戦 60年というようなお話が出ました。確かに世界の平和ということ、これはどなたでも思っているわけでありまして、私は昭和 19年ですから、まさに戦争が終わる頃に生れた人間であります。ほとんど戦争の悲惨ということを知らない世代であります。その平和の中で育った人間でありますので、なかなかその辺の認識度というのは足りないのかもしれませんが、やはり画面で見える限りの戦争の悲惨さというのは大変心に大きな傷を残すものでございますので、これはやはり平和を望む者としては、当然そういう時期が来れば時期が来たなりの認識を持つということが大事であろうかと思っておりますし、来年は日露の 150年ということで日本とロシア、下田市とクロンシュタットの友好ということで、友好の石碑等の設置も考えておりますので、その辺でまた認識度を高めていきたいというふうに思います。

その他医療環境の問題のご質問も出てまいりました。下田市を含む賀茂地区の医療施設というのは、意外に病院とか診療所の数は比較的あるんですけども、いわゆる二次救急というか、そういう専門医の不足のまま、特に共立湊病院というのが二次救急の場でありまして、そういう中で下田病院、共立湊病院、こういうような形しかないという中で、緊急時の高度医療に対応できないというような形の中で、多くは管外搬送しなければならないという問題が出ております。これは今、下田市だけではなくて賀茂地区全体の問題点となっております。これを検討する審議会もありますので、この辺の中で対応していくのかなというふうに思います。

特にその中で、平成 16年 4月からドクターヘリが就航されるようになりまして、これは大変全国でも、県では 2機目の導入ということで、静岡県との取り組みというものを評価したいわけでありまして、6月末までの実績でも、この賀茂郡下で 84回の出動がありました。その中で下田市の出動実績というのは、8月末までに 23回ということでございます。ただ、今最終的に長岡市の順天堂に行くのに、向こうへのヘリの着地が修善寺、瓜生野地域ということでございまして、夏期の場合ですと、またそこへおりてから病院まで少し搬送時間がかかってしまう。この辺につきましては今現在、伊東市まで含めまして、当局と議会からの要望ということで、長岡市の順天堂にヘリがおりられるような形にしていきたいということをお県・国の方へ今陳情しているところでございますので、実現に向けて頑張っていくというふうに思います。

それから、稲梓の診療所の問題が急にご質問の中で出てきたんですが、6月にも小林議員の方からもご質問がありまして、12月の開設に向けて地域医療振興協会がやっていくよとい

う、あの段階ではそういうお話でございましたが、その後いろいろお話し合いの中で、伊豆縦貫道の絡みがありまして、少し考え方で迷っている部分があったようでございます。そういう中で、先方の課長とか理事長を呼びまして、話し合いをさせていただきました。稲梓地区にとりましては大変大きな問題点でありますので、とにかく予定地に作っていただくことを、まず大前提にさせていただきました。沼津国土河川事務所の方へも聞き取りに行ったり、いろいろな伊豆縦貫道の絡みの中での、病院建設に対する影響というものも調べさせていただきました。

最終的には、地域医療振興協会の方からは現在地に作るということで、あれは民間の施設でございますので、さらに10坪ほど土地を増やしたいということで、地主に対して10坪の土地を増やす形の話があったそうでございます。そして、施設につきましては予定どおりでございますが、着工が遅れてしまったということで、たしか7月末に先方の理事長とお話し合いの中では、予定どおりの施設は作らせていただく。ただ、着工が少し遅れたために、来年の4月ぐらいに診療開始をしたいよというようなお話がありました。私どもとすれば稲梓の協議会の方にも、できれば16年12月あるいは大変遅くなくても、16年度中ということで、1年3月までにはオープンしていただきたいという願いをずっとしてきました。そのようなご報告を申し上げておりますので、この予定を変えないでほしいという申し込みをしておりますが、向こうの民間の企業でございますので、17年3月が決算ということで、決算前にオープンして、すぐ決算をしてということがちょっとネックになっているということで、我々とすれば、とにかく3月までにはオープンの体制を作ってほしい。例えば、診療開始が翌月の4月にずれても、そこが最終リミットですねというような形のお願いをさせていただいておる。これが稲梓診療所についての現状でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 青少年健全育成会の現状と今後についてということでございますが、現在下田市には青少年の健全育成の事業を推進し、かつ環境を浄化するとともに地域の中で子供たちを守り育てていくことを目的としまして、稲梓の教育と文化を進める会、下田地区、朝日地区、浜崎地区、稲生沢地区の各青少年育成会、白浜地域学習を進める会の6つの育成会が活動しております。

共通の活動としましては、7月と11月の非行防止キャンペーンへの参加、下田市青少年補導センターへの協力、教育講演会の開催などがございます。地区別の活動としましては、

稲梓地区は基幹集落センターを活用し生涯学習、主にパソコンの推進、田植え等の学校行事や体験学習への支援、子供を守る家の確認などの環境浄化活動、交通安全標語の募集、稲生沢地区では三世代奉仕活動の実施、青少年声かけ運動への参加、下田地区ではあいさつ運動の推進、通学路や子供を守る家の点検活動、青少年を対象としましたコンサートの開催、朝日地区ではクリーン作戦の実施、それから講演会の開催、浜崎地区ではまどが浜海遊公園の活用、お年寄りとのふれあい交流会の実施、白浜地区では白浜太鼓への支援、標語看板の作成などの活動をしていただいております。今までの活動は、育てることが主でございましたが、議員も言われたとおり犯罪の低年齢化、子供たちが巻き込まれる事件の増加等を見まして、地域で子供たちを守る活動をより一層推進するべきと考えます。

昨年、市内で起きました不審者の出没事件の時には、各育成会で緊急の会議を開きまして、広報紙で注意を促したり、防犯灯の設置を行ったりしております。今後は、育てる活動はもちろんのこと、子供たちを守るための地域の中心的な役割を担っていくのが育成会であると考えております。それから、家庭教育学級につきましては学校等を含め 17学級ございます。行事としましては、親子のふれあい、親子の幼児体操等を実施していただいております。

後になります、ウミガメのことについてご質問がございました。これにつきましては下田海中水族館のご協力により、吉佐美の大浜に2件、吉佐美の舞磯に1件、9月21日の新聞でもご存じと思いますが、五丁目の鍋田で1件の確認をしているということでございました。そのうち1件、孵化の確認がされております。確認数につきましては、昨年と同様ぐらいと感じております。今後はキャンプ禁止区域と取り締まりを強化し、ボランティアの監視員を置くなど、検討していかなければならないと思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 児童虐待の関係、それからDV等に関するご質問でございますけれども、まず児童虐待の関係でございますが、ご承知のように、児童虐待防止法が平成12年11月に施行されております。児童虐待につきましてはの現状でございますけれども、相談件数、これは国レベルでございますけれども、昨年度は大体2万6,000件を超えておりまして、前年度よりも2,800件ほど増加しているという状況でございます。質問の中にもございましたように、先日、栃木県で起きた幼い兄弟の痛ましい事件等、依然として厳しい状況にあるということでございます。

虐待に至る要因でございますけれども、やはり都市化や核家族化の進展、それから家庭や地域における子育て機能の低下、それから子育てに対する責任意識の欠如というものが言わ

れております。国の取り組みでございますけれども、今年の 10月 1日から改正児童虐待防止法が施行されておりまして、保護者以外の同居者による暴力の放置も虐待ということで定義されております。さらに、児童の目の前におけるDVといったものについても、児童への間接的な被害ということで虐待に含まれるという形になっておりまして、今後、児童相談所と警察との強い連携等が求められるということで、改正点の要点となっております。

本市の取り組みでございますけれども、平成 12年 9月に児童虐待防止対策連絡会議の設置要綱を定めております。この構成でございますけれども、福祉関係、教育関係あるいは主任児童委員、児童相談所、それから警察署の職員等で会議を立ち上げたものでございます。実際この児童虐待の問題につきましては、県の伊豆児童相談所が対応しておりますけれども、福祉事務所としましては、この相談所と連携しながら指導助言を受けて、児童問題の対応に当たっているということでございます。

また、児童相談所が中心になりまして毎年 2回、各学校訪問を行っております。訪問によりまして実態を把握いたしまして、さらにその後フォローを行っていくと、そういう体制をとっております。健康診断の活用ということがご質問の中にございましたけれども、市の健康診断の中で、医師とか保健師等による健康診断時における虐待の痕跡の発見、今そういった発見努力に努めているということでございます。

DVにつきましては、県の対応ということで、女性相談センターが中心となってやっております。下田市につきましては、児童虐待等の関連性が非常に深いということから、先ほど申し上げました児童虐待防止等の対策連絡会議の設置要綱を改正いたしまして、DV等もあわせた対応に努めております。福祉とか保健職員あるいは家庭児童相談員、保育所等々の関係機関あるいは警察、児童相談所と連携しながら相談あるいは保護、自立までの支援を行っているところでございます。

それから、昨年度の家庭児童相談員の 55件の件数の内訳でございますけれども、虐待に関する相談というのが、虐待というのがネグレクトという養育の放棄ということも含めているものでございますけれども、継続ケース、同じ家庭のケースでございます。この家庭の方が 4回相談に見えています。新規の方で 1件ということで相談に見えました。その他継続、これも 1ケースでございますけれども、 12件ということで、都合 55件という内容になっております。

それから、女性センターの関係でございますけれども、県内には女性の保護施設、これは婦人保護事業ということで、売春防止法に基づく要保護女子、転落の未然防止ということで

施設に入所していただいて、保護・更正を図るということでございますけれども、それからDVからの避難等をケアする施設が静岡市に1カ所ございます。この施設への入所の手順でございまして、保護ケースが発生した場合には、市町村が受け付けることになっております。市町村が受け付けて、保護施設の方にその旨連絡をいたしまして、実態の事情を聴取しながら保護の実施という形をとっておりますけれども、下田市におきましては事例というものは余りございません。ということで、今後そういった事例が発生した場合には速やかに関係機関と連携をとりながら、保護が必要な方のための対応について十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） では、河川水質についてお答え申し上げます。

まず、河川水質、稲生沢川と大賀茂川の関係でございます。これにつきましては、決算の方の主要施策に載っておりますけれども、本年度につきましては稲生沢川が本郷橋ですね、大賀茂川はつり橋になります。BODにつきましては、同じ0.9ということでございます。これにつきまして水質の環境基準でいいますと、BODだけ見ますと、1ppm以下が1から2がAということでございまして、それほどBOD的にはまずくはないということでございます。ただ、他のものを見ますと、稲生沢川に比べまして大賀茂川はCODSSと大腸菌群数が少し高目かなということになります。この大腸菌群数の高いのが海水浴場の関係に当たっていると思っておりますけれども、これが他の海水浴場につきましても、川が流れてくるのですけれども、大賀茂川につきましては他の川より量が多いということで、因果関係につきましてもよくわかりませんが、この原因もあるのかなと思っております。因果関係につきましては複雑な潮の流れ、同じ時期の水質の検査ということをやっておりませんので、よくわかりませんが、大賀茂川と多々戸の海水浴場のAということについては、大腸菌群数の関係がかなり影響を与えているのかなと思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） 海水浴場の水質ということでございますが、海水浴場は毎年水質検査を行っております。うちの方のランクは、A、B、Cというランクになっていて、その上にAA（ダブルエー）というのがございますけれども、平成16年度の検査した結果ですと、AAA（トリプルエー）、これはまた環境庁が極めて良好な海水浴場というよいう言い方をしておりますけれども、これは水質ではございませんでランクの関係ですが、A

AAが入田浜、田牛の2カ所になっております。それから、これは悪いわけではありませんが、Aが一つという、これが鍋田浜、吉佐美大浜の海水浴場となっております。残りはすべてAAという最上級のランクになっております。それが海水浴場の水質の関係でございます。

それから、もう1点、田牛の海水浴場の砂浜の関係ですが、毎年ここ何年か、海水浴場の砂が隣の漁港の方に移動してしまうという、冬場なんですけれども、そういう現象が起きておまして、それを海水浴場シーズンまでにトラックで運んでくるということをずっとしていたんですが、今年は7月の終わり頃来ました、台風15号だったと思いますけれども、海水浴シーズン中にその現象が起きてしまったということで、海水浴シーズンが始まったばかりですので、大きなニュースとして取り上げられてしまったんですけれども、今年は途中でしたけれども、夏期対の方で、田牛区の方でトラックで運んでいただいて、何とか海水浴としては成り立ったということで無事に済みましたが、最終的には原因を追及していかなければ解明しないことですので、今年は応急処置でそういうことをさせていただきました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

税務課長（鈴木布喜美君） 国保税の値上げによる収納状況はどういう状況かということで、8月末現在では納期の関係もあり、少しはよい数字でありますけれども、判断しますと前年並みの徴収になっております。

議長（佐々木嘉昭君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中ですが、10分間休憩したいと思います、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時11分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、13番、大黒孝行君の一般質問を続けます。

13番。

13番（大黒孝行君） 若干、再質問でお答え願いたいと思います。

先ほど環境の部分で、各課長にデータの紹介をいただきましたが、この問題の本質、筋というものは環境基本法等をただいま環境対策課で所管しているわけでございますが、今お答

えいただいたようにウミガメは教育委員会、河川の水質は環境対策、海水浴場の水質調査は観光商工、ほとんど多様に各課にばらばらにデータが保管され、今言っている公害対策ではない部分のこの地球環境、この時代にやはり一括した対策を講じるべく課の新設を常々強く望んできたものでございます。そこで市長には今後の機構改革、行財政改革の中で、ぜひともそういうものに配慮された、トータルに環境が語られる問題意識を常に持って対処のできる課の設置というものを強く望んでおきます。その意味でお考えをお伺いいたします。

もう1点、田牛区の砂の件ですが、課長もおっしゃいました夏期対の中で、百数十万費用を使って海砂を浜地の上に移動をトラックで運んでやっているわけでございます。年に2回も3回もそういうことがあっては大変に負担が多いわけでございます。これは農水になるのか、建設になるかわかりませんが、漁協もございますものですから、ぜひともしっかりした基本的な抜本的な解決策を強く望んでおきます。

さらに、全般に浜地の悪化というものが進行していると強く思っております。ぜひとも専門的な資格、そしてそういうノウハウを持った専門家の調査を、ぜひ一度全体の自然に対する調査をやる必要があると思います。そのことをどうお考えになるのか、よろしくやっていただくように強く望んでおきます。また、15年と終戦60年の還暦の件につきましては、一過性でない、イベント主義でない後世に続く、そういう取り組みをぜひとも考えていただきたい。私は今月の月初めに所用で栃木に行ってまいりまして、そこで世界平和コンサートという催しがございまして、鑑賞させていただきました。下田文化会館程度の小ホールでございましたが、保育園の生徒からお年寄りまで350人強が参加され、名古屋の動物園、ゾウ列車をテーマにしたコーラスの組曲のような、そういうミュージカル仕立てのあれを見てまいりました。大変感動もいたしましたし、9回目を迎えるそのコンサート、政治的なまたは宗教的な背景も持たない市民活動の中から生れた9回目、来年は第10回ということで、500人規模を想定し、大きなホールで開催する予定だという紹介もございましたが、保育園や幼稚園、そうしたときからしっかりと、戦争は大変無駄なことだと、子供たちが犠牲になる、そのときは1,300万人というあれでしたが、10年前は2秒に1人という子供たちが、飢えで、戦争で犠牲になっている、そういう環境を目をそらしちゃいけない、そういう現実もあるんだという教育の一環、勉強の一環でも結構です。そういう思いも含めた恒久平和を望む、そうした声を継続した形に、ぜひとも下田市がイニシアチブをとって、賀茂から全国に発信をしていく、おれたちはこんなことをしているんだと、そういう力強い熱意のこもるようなイベントなり継続する事業を心がけていただきたいと考えるものでございます。

大体、余分になったけれども、市長、一つだけ環境の件でお願いします。

市長（石井直樹君） 最初の環境の問題につきましては、大変環境行政というのは幅広 いわ  
けでありまして、しかしながら非常に重要な問題点という認識は高うございます。今議員が  
おっしゃったように、今日の答弁を見ておきますと、確かに各課にわたっているいろいろデー  
タ的なものは持っているのに、それが画一的な取り組みとしてなっていないのではなかろうか  
ということでございます。こういう環境問題に職員を増員するということは、今の行財政改  
革の中では大変難しゅうございますので、ワーキンググループ、こういうものを作りまして、  
全庁的な組織作りというものを作っていく必要があるかということは今認識しております  
ので、このような方向に持っていきたいというふうに思います。

それから、田牛の流砂の問題でございますが、今年の台風が来た後、私もすぐ現場に行っ  
てみました。大変悲惨な状況でありまして、これが海水浴のお客様を迎える浜地なのかとい  
うくらいもう岩が出ておりまして、特に今の世界状況の中で大変海水が上がっておるとい  
う中で、ほとんどもう3分の2ぐらいがえぐられておりました。この砂がどこに行くかとい  
うと、田牛漁港の中に流れ込んでしまう、これはまさにその都度追いかけて、市の方も大  
きな財源が必要になってきますので、現在地元の要望、大黒 議員の方からも要望が上がっ  
ておりますので、特に鳥澤県議、森県議、両県議を通じまして、今専門的な調査をお願いし  
たいという要望を出しておりますので、早急に調査ができるように頑張っていきたい、このよ  
うに思います。

最後の世界平和の問題、下田市からぜひ発進しようということを肝に銘じて頑張ってい  
たい、このように思います。

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、13番、大黒孝行君の一般質問を終わります。

次は、質問順位6番。1、最低制限価格について。2、下田公園下市有地占拠について。  
3、武ガ浜ドック跡地について。4、市長と職員の意思疎通について。5、身障者の利便に  
ついて。

以上5件について、14番、増田榮策君。

14番。

〔14番 増田榮策君登壇〕

14番（増田榮策君） 市政会を代表して一般質問をさせていただきます。

まず最初は、最低制限価格について質問いたします。

南豆衛生プラントの改築をめぐる入札では、入札予定価格が、情報どおりに最低制限価格

ぴったりで落札されるという信じられないような衝撃的なものだったわけでございます。ところが、それまでに至る経過の中で談合情報が数多く寄せられ、主な内容では特定業者を指名から外せ、特定業者が組んで闇の談合組織を動かしている、最低制限価格を設け、闇の談合組織の攻撃手段を奪え等のものでした。こうした流れの中で当局は、全員協議会で最低制限価格は設けないと明言した一方で、執行権者のない助役の提案を受け、最低制限価格を設けて入札を行い、結果として、官製談合の疑いを一段と深める結果となったことは皆さんもご承知のとおりでございます。

例えば我々が店頭で、価格表示のないダイコン一本を買おうとしても、値段を正確に当てることはできないのであります。他の商品も同じことが言えるわけでございます。今回の南豆衛生プラントの入札、落札価格は、なぜか情報どおり最低制限価格と同じであり、約13億円からの価格がぴったりと当たるといった結果になったのは、偶然というより、常識的に考えて完成談合があったと考える方がごく自然ではなからうかと考えるわけでございます。2枚買った宝くじが2枚とも当たるようなものでございます。この入札結果によって、最低制限価格を設けたことにより、落札価格よりも2,340万円も安い価格の業者が失格になるということも見逃せない事実であるわけでございます。誰がこの入札で一番得したか、考えなくてもわかることではなからうかと思うわけでございます。

最低制限価格を設けて入札させることは、自治令第167条の10第2項及び13で規定されているものですが、適用に当たっては留意すべき点が幾つか挙げられているわけでございます。そうしたことが、実務書にも書いてあるわけでございます。その中の主なものは、予定価格及び最低制限価格を絶対に探知されないように厳に注意すべきであり、最低制限価格の情報を取得した者が常に確実に落札者であることが予想されることは当然でございます。要は、情報を持たない者は、全くの競争の方法がなくなるとしているわけでございます。すなわち、予定価格の探知に絡んで、契約担当者の腐敗と惰性を生むことになり、ひいては不正事件を起こす原因にもなると解説しているわけでございます。誰が考えても、これは極めて常識的なことでございます。しかも、契約の履行が完全に確保できるような契約については、最低制限価格を設けることは無用とし、運用の基本原則は最少の経費で最大の効果を挙げようとするのが地方自治運営に課せられたものとしているわけでございます。くどいようですが、最低制限価格制度は、最低価格を提示したものを契約の相手先とする考えをとった場合、落札となるべき入札価格が不合理なものであり、その相手と契約すると普通地方公共団体が損害をこうむるおそれが予想される場合においても、この者を落札者としなけれ

ばならないような不合理を防止しようとするものでございます。そういうことは市長も大変おわかりいただけたかと思いますが、もう少しかみ砕いてわかりやすく言えば、価格に合わない工事をするおそれがある場合に限るという制度でございます。結論といたしまして、落札後、工事の監督、検査等を通じて、契約の履行が確実にできると判断されるものについては、最低制限価格は適用すべきものでないとされているわけでございます。今回の汚泥再処理センターの入札疑惑の問題点がそこにあるわけでございます。

そこで、本題の質問でございますが、当局が最低制限価格を設けたのは当初の内容のとおり、これは怪文書の内容のとおりでございます。落札者が契約の履行を完全に確保できないと判断したからではなかったのか。要するに当初の中で、指摘する価格にそぐわない工事になるかもしれないと判断したためではないのか。また、行政として工事監督や検査を通じて、契約どおり履行できない欠陥があるか、どちらかかと思われませんが、最低制限価格を設けないと言いながら、突然変更した理由をわかりやすく合理的に説明していただきたいと思いません。

次に、下田公園下市有地の占拠についてでございます。

この問題に関しましては、本会議、一般質問及び委員会等でもたびたび取り上げているわけでございます。その経過と問題については、少しずつその全容が明らかになりつつあるわけでございますが、これまでの当局の説明でも納得できるものはないのであります。問題の市有地は、最初の貸付者石井孫一氏に昭和 32年倉庫用地として貸し付けたもので、私たちの記憶では、この場所がまきや炭、竹材の積み出し場所のようなところだった覚えがあるわけでございます。ところが、石井孫一氏が亡くなると、実際の占有者は次々と入れかわり、しかも土地賃貸料は、再三の料金改定にもかかわらず支払われてこなかったという、まさに貸付側行政の契約及び管理のずさんさは、目に余るものがあるわけでございます。民間ではとても考えられないことでございます。やっかいな問題は次々と先送りされてきたツケが今行政に問われていることは、重く受けとめなければならないと私は考えております。しかも、これらの占有問題に関しまして、支払いした経費は昭和 52年から現在までに解決済みの分も含めると、約 500万円を超えているのではないかと思います。一方、昭和 58年以降、未納金についても約 500万円を超えていると言われているわけでございます。裁判の経過を見ますと、平成元年に石井英次氏に対し、建物の収去と土地明け渡し等の裁判を起し、判決で行政側の主張が認められる格好になったが、一部第三者が建物を占有していたために、執行不能になったということが報告されているわけでございます。

また、伊東光雄氏に対しても同じ訴えが提出され、平成5年3月、建物の収去と土地の明け渡しの判決はありましたが、これまた第三者が判決建物を占有しているために、執行不能となったと報告されているわけでございます。いずれの裁判も、不思議なことに裁判の後、結果的には執行不能ということで放置されてきた実態が明らかになったわけでございます。

そこで質問の第1点ですが、そのようになった原因は、第三者の占有者がいたというこれまでの説明を確かめるために、私が現地に行って調査しましたところ、貸付地の目的が倉庫用地になっているはずなのに、実態は水道が引かれ、居住者が生活できる建物になっていることから、実際は居住者が次々と入れかわってもおかしくないような状態になっている。この水道はいつ頃どのような経過で引かれたものか、また料金は徴収されているかご説明願いたいと思います。

質問の第2点目は、水道を引くことにより、ある弁護士に私個人的に聞きましたところ、居住権を主張されるおそれがあるという見解でございましたが、市の見解はこの点につき、どのように考えているのかご答弁を願いたいと思います。

質問の第3点目は、裁判の判決後、どうして水道等の給水をとめることができなかったのか。要するに明け渡し条件の中の一つに、給水停止をなぜ盛り込めなかったのかお聞きしたいと思います。

質問の4点目は、占有している石井英次氏より市に対し、水道管の移設を求められているということでございますが、もしこれが本当ですと大変なことになると私は考えておりますが、占有地と現在計画されているまちづくり総合支援事業、下田公園下広場整備事業の工事予定地との境界の確定、微妙に関連し、しかも不法占拠者との境界の確定及び求められている水道の移設等に対し、現在当局はどのように対応しているのか。また、公園下に計画されている整備事業そのものに支障はないのか、あわせてお答えをお願いいたします。

次に、武ガ浜ドック跡地についてでございます。

今年の9月7日、総合商社双日ホールディングスが再建計画を発表し、低採算事業の整理撤退に伴う再建計画の中で、関連協議、下田マリントウン開発などを売却処理することを新聞紙上で発表し、リゾート開発から撤退する意向であることが明らかにされたわけでございます。この双日ホールディングスは旧ニチメンを含む総合商社が合併してできた持ち株会社のことです。現在、武ガ浜ドック跡地を所有する下田マリントウン開発の新たな親会社のことです。大きな負債処理に大手銀行などが現在動いていると言われているわけでございます。

こうした動きの中で武ガ浜ドック跡地の再開発は、下田市にとってもこれまでに武ガ浜地

域、そして外ヶ岡交流館やエココースト事業の海遊公園などを含めて適切な土地利用を誘導し、ひいては中心市街地に誘客するという計画で、動線整備を初め、膨大なインフラ整備が行われてきたことは皆さんも周知の事実であるわけでございます。ところが、行政がこうした企業誘導を図る一方で、景気低迷の中、土地利用は一向に進む気配はなく、下田市のまちづくりや地域活性化の見地から、このままにしておいていいのかという問題もあろうかと思えます。

また、武ガ浜開発計画については、当初県は港湾と一体となった管理運営を示し、マリナーを前提とした考えがありましたが、市としては商業地域及び宿泊施設を中心とする総合的な複合機能を持つ都市的な開発として、建物の容積率等を決定したいきさつがあるわけでございます。基本的には、市と県の双方に考えの違いがあるわけでございます。

そこで質問でございますが、質問の第1点目は、下田市はマリンタウン開発とどのような協議を行い、同社から、事業撤退について何か報告等を受けていないかどうかをお尋ねします。

質問の第2点目は、事業撤退に伴う今後の武ガ浜等一帯を含めた都市計画の変更及び見直しはあるのかどうかお尋ねいたします。

質問の第3点目は、今後、転売等で所有者が変更になった場合、再開発の確約を新たな所有者に求めるべきと私は考えておりますが、この点当局はどのように考えるでしょうか。

質問の4点目は、現実問題として再開発を促し、下田市のまちづくりや地域活性化を促進するなら、港湾と一体となった船舶の棲み分け等、港湾機能を重視したものに柔軟に対処する規制緩和をする必要があると考えますが、市長のお考えがありましたらお答え願いたいと思えます。

次に、市長と職員の意味疎通についてご質問いたします。

市町村合併法定協議会の議会運営マニュアルという小冊子がございます。この17ページに市町村長のリーダーシップということが書いてありまして、要約してみますと、合併においても、その地域住民に対し、最も大きな責任を有するのは市町村長であり、首長同士、議員同士の信頼関係の醸成が極めて重要と書いてあるわけでございます。合併を例に出しましたが、これは市長と職員との間でも言えることでございます。意思疎通は最も大切なことと私は考えております。たしか市長は、初めての選挙では職員を批判し、就任すると今度は180度転換し、市の職員は大変優秀だと発言しているわけでございます。見直したことは別段悪いことではありませんが、お互いの信頼関係という点で、現在はどのように意思の疎通を図

っているのかお聞きするわけでございます。

今、下田市は合併問題でもつまずき、これから先、待ったなしの行財政改革に取り組まなければならないがけっ縁に立たされている状態であるわけでございます。第3次下田市行財政改革大綱を見ましても、その中身は職員の協力なくしては不可能であることは、誰もが想像つくことと思われまます。これまで、第2次下田市行財政改革大綱の中でも、職員の活性化と公務効率の向上について、職員提案制度1人1改革運動を実施し、制度の拡充に努めたことになっているわけでございますが、ところが、実際には職員からの提案はほとんどないと聞いているわけでございます。かけ声だけで終わっているのが現状ではなからうかと考えまます。質問の第1点目は、提案制度がほとんど活用されない原因は執行部、すなわち提案しても取り上げない、または議論の場がない提案制度の欠陥等が考えられまます。本当の原因は何か明確にお答え願いたいと思いまます。

質問の第2点は、市税等の滞納整理や白浜海水浴場等またはこの不法取り締まり、そしてサービス残業、職員の適正配置、予算配分等、市長は職員と十分な話し合いをして、下からの意見を吸い上げ、意見を政策に生かせるように意思の疎通を図っているかどうか、市長に率直にお伺いいたしまます。

質問の3点目は、収入役問題についても本議会の冒頭からされたわけでございますが、こうした明らかに間違った執行に対し、職員より意見やアドバイスの具申がなぜないのか不思議です。職員が、市長に対し物が言えないような内部に欠陥があるのか、または職員が知りながら無視しているのか、市長の率直な思いをお聞かせ願いたいと思いまます。

次に、最後に身障者の利便についてでございます。

今、下田市ではお年寄りや身障者の身になって、使いやすい建物やトイレに対し、バリアフリーということで使う人の身になって、利用しやすい環境の充実に大変努力しているところでございますが、実は重要な問題は市民会館と福祉会館の間、小ホール前の空き地について、ある身障者からの投書がございました。それは、足が不自由で歩けないために福祉会館の近くまで車で行きたくても乗り入れができないという、そういうような相談があったわけでございます。早速、現地を見る一方で、管理側の市民文化会館でその理由を聞きまましたところ、問題の場所は、舗装部分が車の乗り入れによって壊れるために、福祉会館と相談した結果、乗り入れを禁止しているという回答でございました。率直な感想として、そんなばかなと思っただけでございますが、この空き地を身障者の利用に使わせないで、舗装の傷みを気にする役所の怠慢さは直ちに改めるべきであり、使っただ舗装が傷むのは当然でございます。

身障者を乗せた普通車が進入しても壊れないような工事の設計をするのも役所の責任、年をとって自分がその立場になってわかるようでは、余りにもお粗末ではありませんか。いずれにしても、弱い立場の身障者の利便が第一、直ちに当局の再考を促したいと思います。この点についても当局の説明をお願いいたします。納得できるような明確な答弁をお願いいたします。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 最初のプラント問題にかかわります最低 制限価格を設定したことにつきましては、再三議会の皆さん方にもご説明申し上げ、全員協議会の中でもご説明を申し上げますさせていただきました。その中でプラント議会におきましても、とりあえずご承認をいただきますして、現在契約をした形で進んでいる状況でございます。そういう中で、再度最低制限価格を設けた理由についてというご質問でございますので、後ほどまた担当の方から理由を述べさせていただきますというふうに思います。

2つ目の、下田公園下の占有地の問題でございますが、議員はこの下田公園下の占有地につきましては大変勉強されておられるのか、我々が知らない情報まですごく知られている。先ほどの質問の中では、現地へ行って自分は調査をしているというようなお話でございました。幾つかの問題点が出ておまして、これはやはり公園下の不法占拠という問題につきましては、とりあえずスタートしたのが戦後の23年ぐらいから、そういうあれがスタートしているのかなということで、我々がまだ生れて間もない時代のことでございまして、長い経過のことは、私自身も詳しくはよくわからない部分があります。

そういう中で、幾つか問題が細かく出ておりました。1つは、占有者のところに水道が引かれているのはいつ頃からかというような問題、それから2つ目が、水道施設の位置の居住権の問題、これも何か親しい弁護士さんにお話をして、そういう問題があるのではなかろうかというようなお話が出ました。3つ目に、過去どのくらい前なんでしょうか、裁判をやって立ち退きの問題が出て、その後、裁判後の処理がしっかりされていないのではなかろうかという行政上の責任問題。それから、4つ目に、石井英次氏からの水道管の移設を求められているのかというような問題。5つ目が、今後の整備事業に、整備事業というのはみなと橋関係で、総合支援事業の中でも計画があります。そういう中で整備事業に影響がないのかというような問題点が出ておますので、かなり細かい資料を調べての答弁じゃなければできないと思いますので、担当課の方からできる範囲の答弁をさせていただきますというふう

に思います。

それから、3つ目の、武ガ浜のドック跡地の問題でございます。ニチメンが新会社にくらがえをしたという中で、確かに先般9月7日でございますけれども、ある新聞にそのような報道が出ておりました。いわゆるニチメンと日商岩井が合併した双日という、持ち株会社であります双日ホールディングスという会社の再建計画の問題が出ておまして、損失処理総額が4,000億円、そういうふうに大きな数字に達する見込みであります。その中で主力取引銀行のUFJ銀行などに、約3,500億円の融資引き受けを要請しておる。その中で、事業撤退をしなければならない、あるいは固定資産税の現存処理をする、不動産の含み損の処理をして損益を計上するというような形の中の見通しの中で、まさに下田市にあります関連会社としての下田マリンタウン開発外1社というように書いてございましたけれども、具体名を挙げて、売却で処理したいということが新聞報道されておりました。

市といたしましては、これは大変大きな問題でございますので、マリンタウン開発の担当者に聞き取りを行いました。現実的には、その時点で会社側には、まだ具体的な内容は来ておらないということで、新聞報道が先行しているというようなことございましたが、売却についてはこのような経済状態の中で現実開発に取り組めない、こういう中で、全くこの売却ということについては否定できないという状況であるというようなことをこちらの担当者は申しておりました。しかしながら、もし売却ということが現実になった場合には、真っ先に下田市の方にご報告をいただくと、このような手続をとらせていただきました。

ご存じのようにこの場所につきましては、議員のご質問にありますように、事業撤退に伴う計画の見直し等はどのようなご質問でございましたが、ここは武ガ浜地区の再開発の地区計画の区域でありまして、地区計画の目標を土地利用の基本方針、それから公共施設の整備方針等の整備開発に関する方針がもう決定されております。さらに、下田市の都市計画再開発地区の計画、武ガ浜地区の再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例によりまして、再開発地区の計画の新しい制限が担保されている地域でございますので、万が一、このマリンタウンの売却先が見つかって売却をいたしましても、整備及び開発の都市計画決定の内容は変更されませんので、こういう規制がついた中で、従来我々が求めておりました魅力的なウォーターフロント、空間を創造する人々にたくさん来ていただきたい。それから、そこに住むことができるような複合市街地の形成といった理念というのは、守られていくべき最低条件であろうかというふうに思っております。

本来ならば、ずっと我々と一緒に開発に携わってきました下田マリンタウン開発に、この

計画をやっていたきたいわけでありませけれども、万が一そういう売却先がこのような規制を受けているところを承知で買った場合には、当然新所有者に対しましては、計画のさらなる進捗を働きかけていく責任が下田市にはあるのであろう、こんなふうな考え方を私自身は持っております。

その中で再開発を促しながら、議員のご質問は、港湾機能とか規制緩和というようなお話もありましたので、時代が変わってくれば、当初はマリントウンもマリナーを計画したいよというようなお話がありましたが、やはり漁協との絡みとか避難港の絡み、こういうものがあるいろいろなありまして、話がなかなか進まなかったという経過がございますので、こういうことも時代が変わってきておりますので、当然含めて考え方を作っていく必要があるのではなかろうか、私自身はそのように考えております。

それから、市長と職員の意味疎通についてということでございますが、大変痛烈なことを言われましたが、選挙に出る前は市の職員のことを批判していたじゃないかと。まさに批判というよりか、市役所の体制というのが、市民から見たらおかしいよということは確かに言わせていただきました。これは市民の目から見た時に、やはり最大のサービス機関である市の職員の窓口の対応とか、いろいろな面が少し目につくよと、こういうようなことを言わせていただきましたが、しかしながら市長になって、中に入って市の職員と話し合いをさせていただいた中では大変優秀な、それだけの公務員の試験を受けて入ってきた職員でございますので、それぞれが特徴を持っておりますし、その彼らの本当の性格なり知識なりというものを伸ばしていけばすばらしい組織になるという認識は、市長になって初めての中で感じさせていただきました。

職員との意思疎通ということ、いろいろ各部署もそれぞれ仕事が終わった後に回らせていただきましたが、ただ残念だったのは、ある課で仕事が終わった後に、市長との職員との話し合いという中で、残業手当がつくのかと、こういう質問を受けた時に、私はあぜんといいたしました。仕事が終わって、市長といかに役所をよくしていこうかという話し合いの中で、残業手当がつかなければ、課長として職員を市長と話し合いをする場所を設けないと、こういう課長がいたわけでありませけれども、これを聞いた時に、もうあぜんとして次の言葉が出なかったということはございます。しかしながら、今現在はそういうことはございません。よく職員も市長室にも来ますし、ある程度提案もいただいております。

また、年1回でありますけれども、職員の意向調査というのをやらせていただいております。これは一応全員の形で出すんですが、意向調査を出してくる職員と出してこない職員が

あります。この中には、いろいろ職員が思っている機構の改革、それから下田市の職員としてこんなふうにしていったらいいのではなかろうかという提案がいっぱいあります。私は一つ一つすべて目を通しながらチェックをして、まず助役にその話をします。当然この資料は助役等も全部目を通すわけでありますが、こういう職員がこういう提案をしてきているよと、これが果たして現実的に可能かどうか、こういうことを促しながら、予算的に絡まない問題とかいうものであれば、政策会議の中で取り上げながらやっていくというような形をやっております。議員がおっしゃった職員の提案制度、それから1人1改革制度というのは、実際にはスタートしてあるんですが、なかなか現実には意見が上がってきません。これはやはりある程度予算的な問題等が絡む問題と、簡単な問題であってもなかなか手がつけられないということで、職員間の方が提案数がなくなっているということでございますが、これは現状的には、やはり優秀な提案については我々だけで判断するのではなくて、そういうものを支援できるような庁内支援チームを作って、職員から上がってきたいいい提案は、現実に向かってバックアップしていくようなシステムを今後は作っていく必要があるのではなかろうかという認識を持っておりますので、今回議員からもそういう提案でございますので、さらにこういうことを進めていきたいというふうに思います。

それから市税の滞納、それから白浜の監視、それから残業等、職員との意思疎通が図れてなくて、そういう問題を職員と話をしているのかということでございますが、市にはそれぞれ中間管理職、各課長がおります。すべて市長がやるのではなくて、やはり政策会議の中で私が述べた考え方を政策会議で決めて、今度は課長会議で決めて、それを職員に伝達する、これがやはり中間管理職の私の手足となっていただく方々の働きぐあいでそれができるわけでありまして、そういう信頼関係のもとで行わせていただいております。

間違った行政執行に対して、職員が何も言えないのではなかろうかということは今回の収入役の問題につきまして、私が述べたのは、あくまでそういう改正自治法が施行された中で、こういうふうに行きたいよという思いを述べたわけでありまして、現在の中で先行しなかったということについての過ちは、先日私が陳謝したとおりでありまして、そこまでなかなか職員の方も考え方がいかなかったのも、私の方には言ってくる職員がなかったのかなと、こういう認識をしております。

それから、最後の身障者の利便性の問題の中で、福祉会館と市民会館の間にある通路というか、市民会館に入る通路が、あそこの入り口にバリアケードがあって、身障者が入れなかったよということにつきましてのご質問でありまして、あのバリアケードをなぜしたかというこ

とを担当の方に聞きましたら、あそこはとりあえずオープンスペース、教育委員会所管の行政財産ということなんです、最近一般車両がどんどん入ってきて、あその舗装がそれだけの整備がされているところではございませんので、大分傷みが出てきておるといことで、とりあえずバリケードを張って、車両が入れないようにしたというようなことでした。このバリケードを張ったのが8月2日であります。それまでは自由に入れるようにしておったんですが、8月2日にバリケードを張りまして、そして8月31日に身障者の方から、この福祉会館の方に苦情が1件であります。現在までに直接身障者の方から苦情があったのは1件でございますが、その苦情があったということで、文化会館と福祉事務所の方で話し合いを持たせていただきました。その中で現在はデイスサービスに来られる時間帯が決まっておりますので、そういうときには社協のあその職員が、すべて入り口のところまでバリケードをとってご案内するような誘導をさせていただいております。ですから、現実的には改善策を検討するまで、この市民の方から苦情が出てから約2週間弱でありましたけれども、解決するには時間がかかりましたが、現在はすべてそういう形で車が入れて、身障者の方にはご迷惑をかけないというような形で今やらせていただいております。その辺でご理解をいただきたいと思いますが、約2週間ぐらいにわたって、そこは身障者の方も入れない状況にあったということで、おわびを申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点目の最低制限価格についての質問の中で、当初全協等々で報告したように、この工事につきましては、最低制限価格を設けないという方針でいたのを、何で急に最低制限価格を設けるような変更をしたんだという質問でございます。これは何回か報告なり説明なりをさせていただいておりますけれども、この工事につきましてはご承知のとおり、下田市の入札執行の規則や規定に基づいて執行をいたしました。そして、下田市のすべての工事といいますか、物品の購入とか委託事業等については、これは最低制限価格を設けておりませんが、他の建設工事等についてはすべて最低制限価格を設けております。しかしながら、このプラント工事につきましては国の指導もありまして、冒頭から説明したように、最低制限価格を設けないという形で入札執行する予定でありました。

そういう中で、全国にある大きな施工可能な業者を指名競争入札という形の中で指名したんですが、実際には可能な業者が全国に十五、六社しかいないよと。その中から指名停止を受けている業者をカットし等々やっていきますと、1社か2社ぐらいの業者になるだろうと

ということでございまして、指名競争入札ということで指名はしたんですが、実際はもう一般競争入札に近いスタイルの入札であったろうかと思います。そうした中で、前々からこの業界につきましては、常に同じ業者がいろいろな自治体の工事を施工しているというようなこともありまして、大変な組織であるということは担当課長からも聞いておりましたし、それぞれの業界からもそういううわさは聞いておりました。そのために慎重に工事の入札執行を予定したものでございます。

そうした中で、怪文書等々が出たということで、そのとおりにしたんじゃないかということでございますが、これは我々といたしましては常に情報の吸収といいますか、情報を得る体制にはありますが、すべての情報が入るわけではございませんで、ああいう文書の中、また地域の業界の中の動きを見て、これは当然このようなことが行われているのかな、いや、これはそういうことではないだろうと、こちらが適正に判断をいたしました。そういう中ですべてを怪文書のとおりにしたわけではなくて、特に最低制限価格の方については、我々も内部で検討いたしました。

そうした中で、どうしても談合の疑惑が捨て切れない。何回も説明したように公正取引委員会にその状況を報告し、入札を延期し、マニュアルに沿っているいろいろな誓約書をとったり、事情聴取をいたしました。でも、どうしてもこの疑惑は捨て切れないと。このままやった場合、高値落札に陥るおそれがあるという危機感がありました。そうした中で、入札条件を何とか変えれば、これは談合を阻止できるだろうという思いの一点でありました。そういう入札条件を変える中での、何とかできるという可能性のものが、こういうフリーの入札から最低制限価格を設けるという条件の変更でありました。

ですから、これらについては、結果的にはこの最低制限価格を設けることによって、最低制限価格以下の価格が出ること、リスクは当然あり得ることと思います。しかし、下田市の最低制限価格というのは、これはもう前からもご承知のように予定価格の7割ということは、予定価格そのものも、本来は国の指導は歩切りをしないという指導がありますけれども、下田市につきましては財政的な面いろいろなことから、新年度平成16年度からやはり歩切りをするような形でやらせていただいておりますが、歩切りをし、さらに最低制限価格を設定いたしますと、最低で大体六十五、六%になるだろう。これはもうぎりぎりの線だろうというような思いもありまして、これは最低制限価格を設定し、ぎりぎりの線で適正な工事が執行、もしそれで落ちたらここでできるだろう、そういう思いもありましたし、大変な業界でございますから、何としても談合を阻止したいという思いの中で、こういう条件をつけさせても

らったというのが全くの事実であります。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） 2番の下田公園下市有地占拠について、水道がいつから引かれて  
いるか、料金はという話でございます。

水道を引くには、給水装置工事承認申請書というのが提出されます。それが水道課の方を  
調べてみましたら昭和43年以前の書類がありませんで、一応この申請の形から見ると、それ  
と建物の計画からすると、昭和43年以前に水道管が布設されたのではないかと考えておりま  
す。

それから、最近の使用者については平成2年11月24日に使用者が入居しまして、水道を使  
用しております。それで、料金については支払いをされております。

それから、水道施設の設置をしたことによって居住権が出ないか。それから、そのときに  
給水停止はできなかったのかという形でございます。一応うちの方が調べた中におきまして  
は、居住権というのは、正当な賃借権を持つ者が、契約期間が来ても家主の都合で一方的に  
追い出されない権利だというような形のものだと思っております。それによりますと、一応  
水道施設の設置については、賃借権は取得できないのではないかとこの形のうちの方は理解  
しておりますもので、居住権は発生しないのではないかと考えております。

それから、水道法の第15条に、水道事業は水道計画に定める給水区域内の需要者から給水  
契約の申し込みを受けた時は、正当な理由がなければこれを拒んではならないという形で、  
給水義務があるということでございます。

それから、正当な理由というのは3つありまして、給水管未復旧 地域からの申し込み、管  
が布設されていないところからの申し込みですね。それから、給水量が著しく不足している  
場合、それから3としまして、多量の給水量を伴う場合という形になっております。それか  
ら、通常今の申請については、利害関係者の同意書を添付させてもらっているんですけど  
も、一応給水装置工事の施工に当たっての紛争を未然に防止し、工事が円滑に行われるよう  
にするための配慮から、あらかじめの利用関係者との調整を求めるに過ぎないものであって、  
同意が得られないことをもっても、給水を拒むことはできないという形になっておりま す。

それから、もう一つ国の方の見解として、水道法の疑義という私の質問の中で答えられて  
いる問題として、水道事業者は需要者から申し込みがあった場合には、申込者が現に居住し、  
または事業を営んでいる等の事実に基づいて申し込みを承諾すべきもので、たとえ需要者が  
土地の不法占拠者であっても、また違法建築物での給水の申し込みであっても拒んではなら

ないという形になっております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 下田公園下の関係で、石井英次氏から水道管の移設が求められているかという点でございます。今、水道課長の方からある程度答弁させていただきましたが、この件につきましてはご存じのとおり、本年度建設課の方がまちづくり交付金におきまして、公園下の整備をするという事業が予定されております。その関係で、市有地と石井さんとの境界を明確にしなければならないという必然性から、普通財産でございますので、うちの課が石井さんとの連絡をとって、境界立ち会いのお願い等をした経過の中で、石井さんの方から今自分の敷地内に取水栓があると、そこから石井さん本人の自宅、それから裏の占拠者に対して出ている水道管の管が埋設されていると。少なくとも自分の敷地内にある管の撤収まではとれとは言わないけれども、それをとめるようにしてほしいよと。そうでないと境界等についても立ち会えないよという話があったので、建設課、それから水道課、うちの課で、今その調整をしているところでございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） ただいまのご質問の中の公園下広場の工事につきまして、支障はあるのかというお話でございますけれども、この工事につきましては 11月中の着工であれば、年度内3月までの完成は可能 かと思います。今の総務課長の方からもお話がありましたけれども、境界の確定ができることが一番望ましいことなんですけれども、もしできなければ、少し下がるなり何なり支障のないところで、工事につきましては予定どおり行いたいというように思っております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中ですが、午後1時10分まで休憩したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） それでは、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時10分休憩

午後 1時10分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、14番、増田榮策君の一般質問を続けます。

14番。

14番（増田榮策君） 再質問をさせていただきます。

まず午前中にやりましたことについて、一番最初の最低制限価格の問題について、もう一度お聞きいたします。

この問題は何回聞いても、こちらは談合と思っても、当局からは談合じゃない、こういうふうにかみ合わないところがあるわけですが、ちょっと私なりの疑問点がありますので、再度ご答弁いただきたいと思います。

このプラント議会におきましての議事録を読みますと、市長の答弁で、「どうして漏れたかということにつきましては、私はわからない部分で、全く怖い業界であります」と、こういうふうに発言しているんですが、これはこのプラント業界、そして水道業界、焼却場の建設業界、すべてが全国で談合をやる組織とほとんど同じといいですか、プラント、水道、焼却は談合が行われているんですよね。ここ1年間、僕は調べてみました、談合のあれ。ほとんど官製談合はこういう関係のところが出ています。こういう答弁だと、市長は漏れたことを確かに認識しているなというふうに私は感じたわけです。

それから、同じこの議事録の中で市長はこういうことを言っているんですね。「最終的に議員がおっしゃっているように、最低制限価格を設けなくて、最初の予定どおりあのような形でやっていたら、果たしてこんな安い数字になったかどうかわかりませんが、大変危険であったという推測をいたしております」、要するにそのままですら大変危険だったと。最低制限価格を設けたから安い数字になったんだと。ところが、この1年前の概算見積もりを見ますと28億ですよ、コンサルトが出したのが。いかにこの28億という数字がいいかげんな数字なのか、誰が考えたっておかしいじゃありませんか、28億。そして落札価格が13億円。平均でも今回の落札価格は、ざっと換算しても約10億8,500万ですよ。いかにこの概算見積もりがいいかげんかということ、私は当局がどういうふうに換算しているのかなと思うんです。そして、この安い金額で落札されれば役所の実害として明確に出るといって、この認識を知っていたんじゃないかなと、こういうふうに思うわけです。

最低制限価格を設けるといっては、法的には違法ではないけれども、この地方財務実務提要というのを見ますと、しない方がいいというようなことで書いてあるんです。それはどういうことかということ、全くそこには競争力がないということを行っているんですよ。万が一

情報が漏れた場合には、それがかえって実害になると、こういうようなことを書いてあるんです。そうしますと、先ほどの助役さんの答弁とどうしてもかみ合わないんですよ。私はどうもその辺が納得できないので、もう一度ご答弁をお願いします。

次に、公園下の問題でございますが、これまたさっきはおかしな発言でございます。公園下の土地は不法占拠なんですよ。不法占拠されていると言いながら、さっきの答弁では水道の移設に境界の立ち会いをすると言っているんですよ。何で不法占拠している土地に境界の立ち会いするんですか。もともとこれは下田市の土地じゃありませんか。不法に占拠されている土地に境界の立ち会いしたら、かえってここに居住権限といいますか、そこに一つの権利を与えることになることじゃないでしょうか。その辺のところをもう一度ご答弁お願いしたいと思います。

それから、境界の中に水道を移設することも一つの方法だと思いますけれども、境界の中に水道を移設しても、恐らく境界そのものを確定すること自体が僕はおかしいと思うんです。その辺当局はどのように考えているか、もう一度ご答弁をお願いします。

それから、市民文化会館の空き地についてでございますが、これもおかしな話で、デイサービスの時にバリケードをあけるといっていますが、これは全くおかしなことですよ。デイサービスの時とかということじゃなくて、身障者の利便は何かという前提に考えたら、会館内の土地は自然にここを建てる時に、限定して使わせるような場所はないはずなんですよ。根本の理由は、何で限定したかということなんです。要するに舗装が壊れるから入れさせないということだったんですよ、僕の回答では。だけれども、そういう壊れるような工事をするようなことはまずいと思うんです。当然これはバリケードを撤去して、フリーに使わせないと、ちょっとうまくないんじゃないかな。そして、先ほどの市長の答弁ですと、1人の方からクレームがあったと言いますが、これ1人じゃないんですよ。全く歩けない人が、家族がおぶってデイサービスへ行く人もいます、はっきり言って。いかに最短距離でデイサービスの方へ行けるかということを、身障者の方の利便を考えてやるのが筋じゃないかな、そういうふうに思います。

先ほどのドック跡地の問題でございますが、今度は転売されるおそれがあるということをして市長も言われましたが、転売されて所有者が変わった場合、また塩漬けされて10年も15年もほったらかされたら、私はもう下田市のあそこの一体となった開発計画、要するに波及効果、こういったものが全くないような気がするんです。そこで、私は当然変わった所有者に対して、ある程度の制約といいますか、開発を前提とした条件付きといいますか、そういうもの

を求めていくべきじゃないかなと、まずこの点についてお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） プラントの問題でございますが、プラント議会の中での議事録を持ち出されて、情報が漏れたということについてのご質問でございますが、実際にはその価格を知り得た人間を調査させていただきました。

また、入札に携わって落札した業者も調べさせていただきました。この経過につきましてプラント議会の中で、しっかりした私の考え方を調査内容について述べさせていただきました。お話ししたとおりでございますが、この最低制限価格の価格が入札価格と同じだったということについての疑問は、やはり最後までずっと残っているというふうに私は認識しておりますが、ただ結果的には、契約をせざるを得ないという調査の結果の中で、公取の方にご報告で、あとは公取に任せたとというような形の中で、プラント議会に承認をしていただきました。先ほど言ったように契約が履行されまして、現在この価格で適正な工事ができるかということについて、今後の監督責任が出てくるのかなというふうに思います。

また、最初の概算見積もりの 28億というような価格、もちろん 20億前半からいろいろな業者の方々の概算見積もりがあったわけでありまして、ここには当然、日本環境センター、そういったところのご指導をいただきながらやらせていただいた価格でございます。いいかげんな見積もりと言われますと、これは業者が出してきたものでありまして、大変こんな大きな金額の中では、私どもとすれば一つ一つが精査できない、そのために委託先に管理をお願いしているわけございました。その中で、最終的に 13億幾らかの金額になったということについては、落札した業者にも確認をいたしまして、このような価格で果たして我々が望む工事ができるのかということも確認させていただきました。業者側とすれば、はっきり申し上げまして企業方針であるということも、これはプラントの議会の中でも述べさせていただいております。やはり損をしても取らなきゃならない、そういう業界の全国展開をしている中でありまして、企業方針としてこの金額でとらせていただいた。しかしながら、やはり企業の責任がありますので、いいかげんな仕事はしないというしっかりした約束事をもらっておりますので、監督下の中でこの工事の推移を見きわめるしかないのかなというふうに私は考えております。

下田公園下の占有地の問題でございますが、不法占拠しているところを市が立ち会いというのはおかしいんじゃないかという質問については、ちょっと総務課担当の方から述べさせていただきますと思います。

武ガ浜のドック跡地の件でございますが、先ほど逐次全部、増田議員のご質問については答弁させていただきました。やはり心配なのは、現実的にこういう経過の中で、下田マリンタウン開発の所有地が他社に転売をされるということでございますが、先ほど申し上げましたような規制がかかっている土地でございます。その中で、その条件を当然のことながら承諾して、他の企業が買い取るということは予想されておりますが、あくまでもまだ推測でございますのでどのようなことになるかわからない。万が一、先ほど申し上げましたようにマリンタウン開発の方から、逐次そういう売却の話になれば、一番最初に下田市の方に報告というような形で約束されておりますので、そういうときになれば、事実がわかった段階で当然そういう業者との話し合いはまたしなければならぬ、この中で今議員は、再質問の中で条件付き開発と言われましたが、この条件付き開発というのがどういう内容なのかよくわかりませんが、ただ規制の中では一応合意されている規制がありますので、これはまたもしそれを変えとなると、当然議会の同意も得なきゃならないという問題になるかと思っておりますので、これは推移を見ていくしかないのかなというふうに思います。

それから、最後の身障者の利便性の問題につきましては、確かに2週間ほど教育委員会の行政財産だという中での考え方と、福祉の方のちょっとずれがあったかと思っておりますが、現実に社会福祉協議会の方にクレームがついたのは、先ほど申し上げましたように1件でございます。

それから、先ほどちょっと助役の方からも、その間にも しかしたら同じ市民の方からの情報かもしれませんが、ある議員さんを通じて、こういう問題があるよということは助役の方にも話があったということで、とりあえずすぐ対応策を考えよということでございまして、結果的には2週間ほど、そういう不便をかけたことについては、身障者の皆さん方にもおわびを申し上げたいというふうに思いますが、現在はそれは解除されてやっておるんですが、根本的には、あそこの場所のオープンスペースのところにある空地というか、そこに本来そういう車が幾ら入っても問題ないというような設備がされていなかったということが、一つの大きな反省点があるかと思っておりますので、今後財政的に許す範囲があれば、これは改良する必要もあるのではなかろうかという認識は持っておりますが、とりあえずは財政的余裕がない中でありますので、現地の係員がしっかりやって、ただ無法図にやってしまいますと、今言ったように身障者の方でなくて、やたらに一般車がどんどん入ってきて、また下のものを壊してしまうという問題点がありますので、とりあえずは今、会館の方と社会福祉協議会の方との話し合いの中でのやり方の推移を少し見きわめてみたい、このように考えておりま

す。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 公園下の土地の関係で、不法占拠されている土地の境界がいかかなものかというご質問でございますが、ご存じのとおり、県道下田港線に面したところに、石井英次さん個人の土地がございます。それと今イベント等で利用しています、俗に言う公園下の駐車場、そこの境界でございますが、不法占拠の土地の境界確定ではございませんので、ご理解をしていただきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点目の、できれば最低制限価格を設けない方がいいじゃないかということございまして、これは私も同感でございます。すべての事業については自由競争の中で、できるだけ安い金額で受けてもらえれば、それはそれで発注者としては大変メリットのあることであろうかと思えます。しかしながら、公共事業等々の場合は、これは全国的な考えの中で、やはり適正な工事の施行というのも一方ではございます。そうした中で、各自治体がやはりそれぞれの設け方は違いますけれども、最低制限価格制度をとっているのが体制でございます。例えば今入札制度の中で、一昨日、鈴木 敬議員の質問にも答えましたように低入札価格調査制度というのがございます。これは質問としては、例えば入札価格がただ低ければよいというものではなく、場合によっては最低入札価格で落札されないことがあるようですが、それはどのような基準によるものかという質問に対しまして、建設省直轄工事においてですが、最低入札価格が予定価格の下の3分の2、上は10分の8の範囲内で、契約担当官等の定める場合に満たない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査することとしておりますということで、一言で言うならば、低い価格で入った場合に、その価格が適正かということございまして、その価格で本当に設計図書どおり工事施工ができるかということ、専門部署がそれぞれ設計内容を調査いたしまして、そこでできるということであれば、その低価格でもオッケーですよというようなことで、やはりいろいろと入札制度ではプラス面、マイナス面、またメリット、デメリットがあるかと思えます。そういう中で、今回は入札条件の変更ということで、この方法をとらせてもらったものであります。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） 再質問させていただきます。

公園下のこの占有地の問題でございますが、境界は関係ないと言われましたが、この立ち

退きについての水道の移設といいますが、これは大変関係があるわけで、それに公園下の占有地は伊東さんという方が亡くなっているんですが、亡くなっている現在、これにかわる真の所有者は誰なのか、そして居住している人を正確に市役所は把握しているか、その点を再度お聞きいたします。

それから、助役の答弁ですが、最低制限価格についての答弁というのは僕もいろいろ研究してきましたけれども、やはり今回の最低制限価格を設けることは、確かに助役の言うとおり、そういうこともあろうかと思えます。ただ、今回の状況というのが、怪文書がやたら議員のところへ幾つも幾つも飛んできて、指摘している事実があるわけなんですよ。ということは、最低制限価格を設ける、最低制限価格がなければ、安い価格で耐久性のない建物とか施設を作るぞと、こういうような怪文書が飛び交っている中に、突然やらないと言った最低制限価格を変更したところにやはり疑問があるわけなんです。だから、幾ら説明をしてもかみ合わない点はそこなんですよ。だからこそ、この最低制限価格の制度そのものの基本は何かということをお聞きしているわけなんです。最低制限価格の制度は安い建物を安い入札価格によって、要するにダンピングですよ。異常な価格のダンピングによって変な建物を造られては、行政が実害をこうむるから、これをやめた方がいいということで最低制限価格を設けることはあるけれども、今回は一流の企業で性能発注だから、それがいいわけなんですよ、あり得ないわけなんですよ。しかも、今度のこの入札に絡んでは、入札後に情報として、ある会社が最低制限価格ぴったりで入札するぞという情報があって、それに合わせたようにぴたりな情報どおりになったことに対して、みんなが疑問を感じているんです。その点、こちらとちょっと見解が食い違うところがありますので、それはあわせてもう一度お願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 現在、裁判ざたになっております当時の下田林産の建物の登記関係はどうなっているかということでございますが、今議員言われるように平成2年10月に伊東さんは亡くなっております。そのために、相続になる2人の人たちについて本来相続権があるわけですが、その方々は平成3年6月に相続放棄をしております。この土地については、一連の裁判の関係がございましたので、三島だったと思いましたが、その当時この2人が放棄したという前提を受けまして、弁護士さんが財産の相続人ということで引き継いだということになっておりますが、現時点では法的なといいましようか、登記簿上はその処理がされていないのが実情でございます。それらもわかっておりますので、今、廣井弁護士、顧問弁

護士を通しまして、その方に権利を明記するか、もしくは何かお話を聞きますと、その弁護士さんも相当高齢な方なようですので、場合によったらその方から違う人への手続をとってもらおうということで、具体的にどういう手続をするべきか顧問弁護士を通しまして、今裁判所の方と調整中でございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 最低制限価格を設ける目的は、それは増田議員言われるとおりのことでございます。ただ、今回は何回も申し上げさせていただいておりますけれども、何としても談合を阻止しなければならないという思いからです。ですから、最初に設けないと言いながらそういうふうに変更したということが、どうも納得がいかないということでございまして、その点は常に私が統一した答えを出させていただいておりますので、大変かみ合わないことは申しわけないとは思いますが、談合を何としても阻止したい、そういう思いの中で入札条件を変更させていただいたということでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） この伊東さんの相続でございますが、相続人が2人放棄して、弁護士さんが今相続人になっているということでございますが、先ほど私は居住している人はつかんでいるかという質問しましたが、これをつかんでいるかどうかもう一度お尋ねします。

それから、助役さんも苦しい答弁で、私もしつこく聞いて大変だと思っておりますが、談合を阻止するために最低制限価格を設けたという助役の言葉でございますが、でも談合はなかったと今まで報告されているんですね。談合はないということで報告されているんです。我々は談合はあるという情報を聞いているんです。どちらを信じるか信じないかは、結果的にその人の判断でしようけれども、我々はそこに疑義を感じていることだから今回この問題を追及するんで、この問題については結構でございます。

市民文化会館のデイサービスの件は、市長さん、これを何とかもう一度考えて、早急な問題をあれしてくれませんか。若手の議員でエレベーターをつけるというような要望があっても、それもまだ実現していないようなこともありますので、どうか身障者に優しい政治の取り組みを期待する、そういうふう to 要望しておきます。

その1点だけ。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 現在の不法占拠といいましょうか、不法の建物にどなたが住んで

いるか、承知しているわけでございます。現実のうちの方で押さえてありますのは、1階はある方が倉庫がわりに使っているのは承知しております。2階には居住地として、また別の方が住んでいると。そして、その建物には特定できませんけれども、何人かの方々が出入りしているということは承知しております。そういうことがございますので、それらも含めまして、今弁護士さん通しまして調査中ということでご理解をしていただきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） あと1点今の質問でございますが、そういう曖昧なところがあるんですよ。今までこれを対応していれば、そういう曖昧も防げたと思うんですが、当局側の怠慢をここで少し悔い改めて、公園下の整備事業に間に合わせるような意気込みで、この問題にぜひ真剣に取り組んでもらいたいと思うんですが、市長の答弁をひとつお願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 私が市長になりましたから、多分この公園下の問題につきましては今回3回目ぐらいですかね。その中の要望としては、長い間取り組めなかったことは、最初の議員のご質問の中にあつた問題点につきましては、1件は解決をさせていただきました。残る問題が今あるわけでありまして、長い間本当に行政がこの辺をなかなかタッチできなかった、あるいは疎かにしてきたことを反省しながら、私責任持ってこれを対処させていただきますと思います。

議長（佐々木嘉昭君） これをもって14番、増田榮策君の一般質問を終わります。

次は、質問順位7番。1、市長の政治姿勢について。2、行財政改革について。3、下田港の整備について。4、観光政策について。5、医療行政について。

以上5件について、8番、増田 清君。

8番。

〔8番 増田 清君登壇〕

8番（増田 清君） それでは、届け出順に質問させていただきます。

なるべく単刀直入に行いたいと思いますので、明確な答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第1番目の、下田市長の政治姿勢についてお伺ひいたします。

今年6月6日に告示された満期満了に伴う市長選では、下田市政始まって以来の無選挙で当選されました。選挙告示日は朝から激しい雨の中、約500人の応援する市民の支援者が参集し、出陣式で市長は、市民がみんなで何かやっぺいこうという期待感のあらわれと感じ、

2期目の市政に取り組む姿勢について、市民参加のまちづくりを引き続き続け、観光立市の実現と行政改革の推進を公約に挙げておりました。いかに市民の声を聞き、市政に反映していくかが大変難しい問題であり、また大切なことでもあります。

広報「しもだ」7月号では、7月5日の当選証書授与式で、選管委員長よりいただいた市民の声を動かす情熱と先見性のある判断が大切、下田市のリーダーとして勇気を持って市政運営に挑戦してほしいとの言葉をしっかり胸に刻み、市民の皆さんと一緒に頑張っていきたいと表明しておりました。後でこの件については質問してまいります。1期4年の経験を踏まえ、これから市長として市民に対し、将来のまちづくりのビジョンを示すことが重要であると考えます。

下田市第3次総合計画の中で、計画の基本指標では現在の人口の減少傾向が続けば、平成22年には2万6,500人と予想されるが、平成22年の人口を3万人と設定し、地域活力低下にもつながる人口減少を食いとめるためにも、地域特性を生かした特色あるまちづくりと地場産業の振興を展開していくとあります。思いはさらに前進し、具体的な施策を示してほしいと思いますが、市長にお尋ねをいたします。

また、市長は行政執行に当たっては慎重に、より一層市民の声、そしてまた職員の声に耳を向け、そして姿勢をただしていく必要があるのではないかと考えます。初当選直後の議会では助役問題が混迷し、無投票2期目の収入役の問題と今年12月に任期が参ります助役の問題など、重要な人事に関することが続いてまいります。今後どのように2期目に当たり行政運営を実行されていく所存なのかお伺いをいたします。

次に、南伊豆町との合併についてお伺いいたします。

南伊豆町では、住民発議による法定協議会立ち上げについて議会で否決され、住民投票の実施になるものと思います。新聞紙上にもありましたが、南伊豆町の議員の方々は合併には賛成しているものの、町長と議員の関係、いわゆる執行者とチェック機関の融和とでも申しましょうか、町長への不信感が議員にあるのが実情であるようであります。下田市でも反省しなければならないこともあるのではないかと思います。さて、8月20日の議員全員協議会において、私は特例の合併立ち上げについて、住民投票になった場合の法定協設置日の最終日についてお伺いいたしました。

私としましては、住民投票になるだろうとある程度予想はしており、質問したわけですが、昨日、一昨日、南伊豆町は下田市との合併協議会設置の是非を問う住民投票の実施を町選管管理委員会に請求し、聞くところによりますと、10月17日、日曜日に投票が実施さ

れるとのことであり、その結果を待たなければ、今後の合併協議会スケジュールについて組むことはできないと思いますが、5月11日の議会全員協議会の時に、当局の説明では当初の予定で、6月に合併協議会設立した場合の日程では、9月末までに7回の法定協議会開催となっておりました。12月に設立されたとして、来年3月まであと4カ月、短期間の法定協議会となり、1カ月に3回もしくは4回程度の会議となるのではないかと考えられます。来年の3月県議会開催までに、知事に合併申請をしなければならないと思いますが、今後の日程について大丈夫なのかをお伺いいたします。

次に、行政改革についてお伺いいたします。

今年6月の南伊豆町議会の合併協議会設置反対の決議で、当局は少し動揺していたような感じがしたわけであります。来年度の職員不採用、市の施設業務の民間委託、そして収入役を不在にすると考えるなど、財政がいかに緊迫しているかが随所で現れてきている昨今であります。私は過去の一般質問で、合併に頼らず改革は行うべきと提言をいたしました。例年9月になりますと、今後の財政見通しの資料配付がありますが、まだ今年度は提出されておられません。今年度の地方交付税も決定し、また来年度予算のヒアリング等も進行していることと思います。そこで、国による三位一体改革の影響、補助金削減に伴う地方への税源移譲の見通し及び来年以降の財政の見通しについてお伺いをいたします。

次に教育関係、小中学校の統廃合、そのうち小学校についてお伺いいたします。

財政の厳しい中、教育施設の統廃合の今後の見通しについてお伺いいたします。

国の三位一体改革による国の補助金の減額、そのための税源移譲により、義務教育は地方で行う案が、都道府県6団体の長より国に示され、現在も論議されております。国の思想でなく、地方の特色ある教育ができる利点はあるかもしれませんが、一層、地方自治体のしっかりした教育方針が大切になってくるものと思われれます。私の住んでいる大賀茂地区では、過去に小学校の合併問題が立ち上がり、住民の学校廃校反対の意思統一のもと存続運動を実施し、児童の増加対策を行い、現在では福祉学級もなく、若干ではありますが児童の増加傾向が見られております。小学校を中心とした文化の根づいているのも現実であります。下田市でも人口は減少しても世帯数は増加している、いわゆる核家族の増加が引き続き見られ、おじいさん、おばあさんと一緒に生活する家族が少なくなっているのは皆さんご存じのとおりであります。

最近マスコミ等で幼児が巻き込まれる事件、少年等の未成年による事件、不況下の経済環境の関係の事件であると思うわけでありますが、数年前から子供が巻き込まれる事件が急激

に多くなってきたのも見逃せない問題であると思います。子供が巻き込まれる事件が多くなった現状で、学校は校門を閉ざして、こういうときこそ地元住民と密着した教育が必要ではないかと考えます。一昨日、教育長は、幼年期は体験教育が大切であると力説されておりました。教えだけではわかるものではないと考えます。学校の行事の中に、常に地元住民との交流を考え、子供はその地区の子供でもあるという意味合いから、特に小学校の役割は大きいものと思います。将来、小中学校の統廃合について行政改革のもと、その計画があるのか当局の考えをお尋ねいたします。

次に、施設運営についてお伺いいたします。

今年度、社会福祉会館の施設運営を下田市社会福祉協議会に委託しました。下水処理場では汚泥水処理管理委託を業務当初より行っているわけであります。技術的な問題の関係は関係のある施設ばかりでなく、市民文化会館サンワーク、梓の山の家、市立公民館等、全般に公共施設は法改正で平成 18年 9月までに民間業者を含む、指定管理者か直営かのどちらかで管理する指定管理制度となることについては、一昨日、鈴木 敬議員の質問がありました。重複するかもしれませんが、この制度は公共施設運営に民間参入の道を開き、使用許可も行うことができるなど現行の管理委託制度に比べ、大幅に改革されてまいります。

民間のノウハウを生かして入場者を増やし、施設の利用率を高めれば管理費の縮減ができ、行政経費の削減になるものと考えます。6月の南伊豆 町合併の立ち上げが否決された直後、当局より、今後施設の管理業務委託を民間委託してその運営を図り、経費の削減を図りたいとの記事が新聞紙上に記載されておりました。さきに述べたように、合併に頼らない独自の改革が必要なことは言うまでもありません。一昨日の議会において、観光商工課長は今後この指定管理者制度で、ベイ・ステージ下田の管理運営をしたいとの答弁がございました。市の公の二重の施設があるとのことでありますが、私はこの指定管理者制度をいち早く取り入れるべきと思います。そこで現在、他の施設についてどのように検討されているのか、また来年度業務を委託する施設があるのかどうか、今後の具体的な計画についてお伺いをいたします。

続きまして、下田港の整備についてお伺いいたします。

今年は台風の日本への接近が6月と、例年より早く、伊豆地方の影響が心配されましたが、幸いに、大雨のため伊豆急の電車が4時間程度運転中止となっただけで、夏の観光客も昨年より増加したとのことであります。しかし、海上への影響は、台風の進みが遅く、比較的長期に影響が出たのも事実であります。下田港もその影響をもろに受け、伊豆七島のコース、

新島、式根島よりの避難船と地元漁船でいっぱいになり、大雨による稲生沢川河口の係留船等の二次災害が心配されております。9月8日の漁協主催による製氷施設及び市場の視察研修の時も、台風の接近によりキンメ船団は避難のため場所がなくなるということで、漁を途中で切り上げ帰ってきているのが現状でありました。これらの問題は過去に議会でも質問がありましたが、毎年港の係留場所の関係で、不法係留船について撤去との声が挙がっております。

今年も船主会の方々が何隻か小型船について撤去されたそうでありますが、大型船が撤去されれば、とりあえず係留できるスペースが少しでも確保できるのではないかと思います。下田港はもちろん県の管理であります。なかなかこの問題は前進しないように見えて仕方がありません。市として、県とどのような具体的な協議が進められているのかをお伺いいたします。

次に、下田市漁協市場の前の係留船岸壁増設についてでございます。

6月29日に、名古屋市にある国土交通省中部地方整備局へ下田市漁協関係及びキンメ船団の代表の方々が係留船岸壁の増設の陳情活動を行いました。私も同行し、下田港の現状を説明し、その必要性についてお願いをしてきたわけであり ます。もちろん県管理の港でありますので、市の財政状況から市の負担にならないよう、国・県の事業でお願いしてきましてけれども、避難船が静岡県内にとどまらず、伊豆七島、東京都、キンメ船の四国、また九州の船籍もあり、前向きに検討するとの回答があったわけであり ます。キンメは言うまでもなく、全国的に下田市のブランド品として有名になっているとともに、下田市漁協の扱い量の約7割を占めている現在、その経営ばかりでなく、市の経済に及ぼす影響は大きいものと思っておりますが、今後の市としての取り組みについてお伺いをいたします。

まどが浜公園、エココーストの有効利用についてお伺いいたします。

昨年で規約の部分が完成し、今後の利用が注目されているのではないかと思います。1点だけお伺いいたします。この公園は緊急ヘリポートに指定されていると思っておりますが、ドクターヘリコプターの離発着は現在ここで使用されておりません。敷根の総合グラウンドを使用していますが、離発着時にグラウンドの土が舞い上がり、患者をヘリコプターに移す作業も大変であり、そのたびに水まきの作業があり、このドクターヘリコプターの離発着には不向きであると思っております。ドクターヘリは8月までに23回の運行があったと、先ほど報告がございました。月に約3回あるいは4回あるわけです。緊急離発着に指定されている海浜公園を使用すべきと思っておりますが、その可能性はどうかをお伺いいたします。

次に、観光行政についてお伺いいたします。

市長は2期目の決意として、観光立市の具体的政策について、下田市は観光業に依存している人たちが多く、市税は落ち込んでいるが、新しい産業を起こすことは難しい。国・経済産業省が海洋調査をモデル地区である下田市でも行い、その事業に取り組むほか、厚生労働省など4省庁が、日本人の働き過ぎから繁忙期の分散と、三、四泊にまたがる一週間程度の家族旅行など、下田市が全国3カ所のうちの1カ所に指定され、受け入れ等について調査しているので、その受け皿作りを確立したいと豊富を述べておられます。他には海上ルート確立、学校の体験旅行のさらなる誘致などを挙げておられ、体験旅行は現在その誘致活動を行っておられるとのことですが、これらも地域社会の経済のためにも重要な政策であることは言うまでもありません。来年度の動向について、これらもお伺いしていきたいと思えます。

また一昨日、同じ会派である中村議員より、温泉の問題について質問がございました。下田市に宿泊されるお客の3分の1程度は温泉に入らないというか、温泉のない施設に宿泊されているのが実情であります。平成15年度主な施策の成果によれば、観光商工課の報告で入湯税を基礎とした推計数値で9万2,000人、税務課の入湯税の支払った支払い人数による資料によると6万3,000人、その差が約29万8,000人、約31%のお客が温泉のない施設に宿泊されており、その過去の実績はちなみに14年度、13年度が約41%、12年度が38%、11年度が43%となっており、データによれば若干増える傾向ではありますが、この実態を踏まえ、今後どう取り組んでいく必要があるのかお伺いいたします。

そしてまた、昨年12月の定例議会におきまして、温泉と自然を生かした海洋博のまちづくりについて質問をさせていただきましたが、その後調査され、市としての計画がどの程度進んでおられるのかをお聞きいたします。

市長も述べておられますが、観光業に依存している下田市として、経済活性化に結びつける施策を行っていかねば、市税の落ち込みのスピード、速さは予想もつかない事態になるのではと懸念されております。今年の夏は、昨年より観光客が増えたとのことですが、今年度、浜名湖花博の影響、そしてまた来年は愛知万博が4月より半年間開催されます。当然その影響もあることと予想されます。市内のホテル、旅館は団体客を主体とした宿泊施設が多くあり、市としてもその実態に合った観光客誘致政策を考えていかねばならないと考えます。そこで、市長の観光に対する思いは十分わかりますが、政策は結果の上がる施策でなければなりません。今後の観光客誘致について、具体的にどのように考えているのか

をお尋ねいたします。

昨日も梅田先輩議員より、海外からの観光客誘致について質問がございました。経済が急成長している中国は、海外旅行のビザが一部自由化になり、静岡県内の鉄道会社が8月中旬浙江省に旅行会社の支店を開設したとの新聞報道がありました。昨年より今年の春頃までに台湾、香港から約5,000人からの観光客が下田市に訪れていると市内大手のホテルの社長も述べておられました。市長もホテルに出向きあいさつに行かれ、下田市の宣伝をされたそうではありますが、中国だけでも15年度の海外旅行者は約1,600万人に達し、日本に来られる観光客は、旅行代は別として1人平均23万程度、買い物等で消費しておられるとテレビの放映もございました。熱海市では韓国との結びつきを含め、観光客の誘致に本格的に動き出したそうであります。下田市を含めた賀茂地区の自治体及び観光協会、また県と共同でこの東アジアへの観光宣伝を行い、お客の誘致を図るべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

それでは、最後に医療行政についてお伺いいたします。

6月の定例議会で、国民健康保険の保険料の値上げ案の審議の際に、特に健康の向上、そしてその維持のために事業が不十分と議員より多く聞かれました。下田市1人当たりの医療費は、平成14年度年間2万936円で、70歳以上が53万7,043円であります。0歳から69歳は15万8,810円であり、ある九州地方の人口10万都市の医療費に比べ、約25万4,000円下田市の方が金額は低く、下田市は医療費としては県東部の市の中でもそう高い方ではなく、大体平均化され、まして西の地方に比べれば、40%ぐらい安くなっているのが現状であります。今年の4月に提出された健康福祉課の下田市監査委員の監査報告でも、保健事業について生活習慣病予防対策の一環として、早期発見・早期治療のため、健診の周知と受診の向上に一層努められるよう要望するとなっております。財政の厳しい中、国保総合健康づくり推進事業は市長の福祉のまちづくり方針からも、行政が市民と一体となって取り組むべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

これで、私の主旨質問は終わります。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） たくさんの質問でございました。一つ一つ整理しながら答弁させていただきたいというふうに思います。

まず1期4年の経験を踏まえて、これから市長として、市民に対して将来の下田市のビジョンというようなご質問が最初でございました。これにつきましては、たしか8月号だった

か9月号の広報だが、私の2期目の政策ということで、るる細かく書かせていただきました。今回、市長選が無投票という中で、私の2期目における政策等を細かくご披露する場がなかったわけではありますが、要約として私がこの広報の中で書いたことを読んでいただければ、大体自分が2期目にどのようなまちづくりを目指しているのかということ、ある程度ご理解いただけるのではなかろうかというふうに思います。

やはり大きな問題点とすれば、まず合併の問題がございます。これはやはり国の流れとして私も大変勉強させていただきました。三位一体改革という言葉も出ましたが、国が今借金財政の中で、何とか国自身を立て直そうという中で国の流れであります。そして、それに努力する地方の市町村に対しては、国が大変なる支援をしていただけるというような形の特例法の期間がもう間もなく迫っておるということで大変厳しい状況の中です。今回のご質問の中でも、合併につきましてご質問がありましたので、工程的にも大変厳しい中ではありますが、後ほど少し答弁をさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つは、伊豆縦貫道の整備ということも大きな施策の中で、これは今道路財源等、いろいろなものが少しずつ少しずつ減らされていく中で、三位一体改革の中での大きな18年度までに3.2兆円の削減、特にそういう中での補助金カット、大きな問題点がこの地方の行政の中にのしかかってくる。これもまた質問の中にありましたので述べさせていただきますが、この伊豆縦貫道の推進も、やはり供用できる、あと10年かかるのか20年かかるのか大変長いスパンの中で、いつまでも理想を追っていてもなかなか前へ進まない。ですから、現実に今市民が望んでおるような道路状況を作っていくというのも、この縦貫道の大きな目的の中でのことでございます。これも沼津河川国土事務所の所長さんも大変若くて熱心な方でございまして、しょっちゅう私どもの方にも訪問していただく、そういう中で国の流れ、そういうことをご報告いただいております。

先般も三位一体改革の中で、この3.2兆円の削減の中で、特に河川の補助金等がばっさり切られてしまいました。特に下田市の方では、まだ河川に対する事業等があるわけでありまして、このご説明を聞いて大変もうすごい勢いで、地方へのそういう国の財政支援がなくなっているということを感じたわけでありまして、とにかく取り組んでいるこの伊豆縦貫道については、ある程度供用できる部分をどんどん供用していきながら、便利な道路システムにしていくということが大変重要であろうかというふうに思います。

それから、国の方から投げかけをされております、やはり日本人の働き過ぎに対して、少し時間をとりながら旅をしたような長期家族旅行のシステムも、今、国の3省、4省の話し

合いの中で、下田市が名指しで下田市をモデル地区にしようということで長野県の諏訪市、それから三重県の志摩町、そしてこの下田市、全国でこの3地区がモデル地区として、国が何とか作っていかうというような投げかけもされておりますので、この辺も少しやはりプロジェクトを作りながら追っていく必要があるのかというふうに思います。

それから、港湾の問題であります、これもやはり今まで昭和27年に下田市が避難港に指定をされて以来、避難港としての整備がされてきました。沖の外房もそうありますが、これも今予算付けがなかなか難しい中で、工事が余り進んでいないような状況でございますが、昭和27年当時の風待ち港として育ってきた下田市が、果たして今避難港という立場でもって、当時と違って船舶も大変大型化されております。そういう中で、ほとんど風が強い時には下田市の湾内に入るのではなくて、例えば白浜の沖とか、ああいうところに停泊しているような現状でございます。そういう中で避難港のあり方というの、もう一度再確認する時代が来ておるのではなからうか。

実は先般、ご存じのように南房総の方から関東運輸局のご支援で、初めてジェットホイールという高速船を走らせていただきました。これはやはり今後の観光的なものも含めて、ルート帯を陸路だけではなくて、やはり海上の問題というものを考えていく時代になってきておるといような投げかけであったというふうに思います。特に房総まで行くには、普通下田市から電車を使っても5時間近くかかってしまう、それがわずか1時間半で館山市から下田市まで来てしまう。そして、東京、下田間の海上ルートも2時間15分で来れるわけであり、今はどんなに早い電車、例えば踊り子等を使っても、早くても2時間40分あるいは2時間45分、それに対して海上を使いますと、2時間15分で東京、下田を結べる。これもやはり採算性が合えば、東海汽船はやろうという意欲を持っているわけでありますので、地元からこのようなことを盛り上げていくべきであるというふうに思います。

特に下田市は、太平洋の大変恵まれたところに、こういう良港を持っておるわけであり、単なる避難港ということだけじゃなくて、今後はそういう海上ルートを使えるような、外からお客さんを運んでくれるようなことを、水産業の振興とともに考えていく時代が来たのかなということをつくづく最近では考えておりました、こういうことも踏まえながら今後の施策の中に生かしていきたいというふうに思います。

それから、特に今後の観光につきまして、また後ほど少し答弁させていただきますが、大分形態が変わっているというふうに思います。特に体験型の観光地にしなければ、常に下田市は通過地になってしまう。体験型にすることによって下田市に滞在する時間が長くなるわ

けでありまして、そこで経済効果が出てくる、こういうことでございます。たまたま昨日議会の合間でございましたけれども、東京の方で、私の母校であります青山学院の地域フォーラムというのがありまして、座長を横浜市の中田市長に務めていただきました。そして、私どもの学校から出ている 神奈川の大和市長、先般大変大きな水害に遭いました新潟県の見附市長、それから高知県の高知市長、それから私、たまたまこれが青学出身ということで、地域フォーラムというのをやらさせていただきました。私も地域の振興策として今体験学習という体験旅行というのを、学校を中心として呼びかけている中で、昨年から横浜の方からも学校が来るようになりまして、1校、2校と増えつつあります。そういうことで横浜市長にも、横浜が下田市に目を向けてくれることで、それだけでも下田市はある程度元気になるよということをお願いしておったんですが、やはりこういうネットワークを使いながら、そういうことをしっかり進めていきたいというふうに思います。

それから、人口減少を当然予測されるわけで、これの具体的な施策というのはなかなか難しいというふうに思います。やはり今の少子化の中で、生まれる方が本当に少なくなっている中で、この人口を今後増やしていく、昔は経済が大変よかった時代は人口を増やせ増やせという時代だったんですが、これからの人口減というのはやむを得ない。その中で、住んでいる方が住みよいまちづくりを作っていくというのが原則論になっていくのではなかろうか、こういうふうに思います。昨日もちょうど青学の中で、私より2つ先輩でありましたけれども、あと2年たつと会社を定年になるよと、下田市に住むつもりだということを書いてくれて、ぜひそういう方がいらっしゃるのであれば、何らかの情報提供をしてくれれば、我々も応援しますということを書いたんですが、今後は、やはり東京からそういう方も増えてくる可能性があります。そうなりますと、よそから来た方々に問題点がないような町を作っていくないと、人も医療の問題とか、物価の問題、いろいろな形であろうかと思しますので、そういうことを考えながらまちづくりを進めていきたいというふうに思います。

それから、2つ目の南伊豆町の合併の問題でございますけれども、一昨日の議会終了後に南伊豆町の町長が訪問してくれました。住民投票をやるよと。議員がおっしゃったように 10月1日に投票でございますけれども、町長も1%の可能性を求めて、とにかくこれで間に合うように頑張るといふ強い決意を持って言っていただきました。やはり私はもう最初からこの合併を何とか成功させることが、まず住民のいろいろな要望に対する行政基盤を作る一番早い道であるということも考えておりますので、ぜひ一緒に頑張ろうという合意をさせていただいたんですが、今後の日程は大丈夫かということでございます。従来の説明の中では、

本当に22カ月最低だよというところからスタートしてきたわけでありましてけれども、とりあえずは、10月17日の南伊豆町の住民投票の結果を踏まえてのスケジュールは準備させていただいております。やはり来年の3月初めまでには、10回ほど法定協議会はやらなければならないだろうと。基本事項の24項目については、この中で基本的に合意をさせていただきたいという思いがあります。

それから、最終的にはもしできれば3月の中旬には合併の議決、そして県の方に申請ということで、県の合併支援室とも協議は整っております。こういう中で大変時間がないわけでありましてけれども、熱意をもってこの合併問題については乗り切っていきたいというふうに思います。

それから、県の方の承認については、合併はとりあえず方向性だけを来年の3月までに出して、1年遅れの18年3月の合併を求めているわけでありまして、その間に取り残されました協議事項をしっかりと話し合いさせていただきたいというふうに思いますし、先般合併を成功させました伊豆市におきましても、本年4月に合併をしたんですが、3月初めまで法定協議会をずっと続けておりました。そういうこともありますので、合併期日が決まれば、その間まではしっかり市民に理解できるような内容のものをやりたい。それから、特に市民サービスに直結するような公共料金の問題とか、そういうものにつきましては早い時期に協議をして、早い時期に市民の方に公表していきたい、こんなふうに考えております。大変時間がないことではありますけれども、タイムリミット的には十分間に合うという判断をもって南伊豆町の住民投票の結果を見届けたい、このように考えております。

それから、2つ目の行財政改革の問題であります。これは今回私の大きな2つの施策の中の一つであります。これはもう合併あるなしにかかわらず、とにかくスピードを上げてやっていかなければならないということで、先日も議員の皆さん方の質問の中にも、いろいろ取り組んでいることをご説明申し上げましたが、現在の国の三位一体改革というのは、本当にものすごいスピードで進められておりますし、こちらが甘い考えでありますと、とんでもないような結果が生じてまいります。現実には平成16年度から実施を始めたわけでありまして、平成16年度の下田市の影響額が約1億9,000万というふうに見込みをしておりました。これはある程度見込みを持っていたんですが、その予測を超えたような波及が出ております。これは国の予算が決まった後に地方に伝達されたために、その対応に苦慮したというところがあるわけでありまして、何とか基金とか起債の活用で財源手当をさせていただいたのが現状であります。この三位一体改革は、今後この17年、18年にかけて3.2兆円の補助金等

がカットされることをございます。その中に対しまして、地方の税源移譲されるのが約3兆円ということをございます。これは基幹税である所得税の一部を、住民所得割というような形で地方へ移譲しようということをございますけれども、これはやはり所得水準の高い都市の方に大変有利になってしまうような税源移譲でありますので、我々みたいな小さな町では、かなりこの辺の税源移譲というのは厳しいことが予測されます。ですから、この行財政改革はさらに私ども含めて、市の職員も真剣になって取り組んでいくということでありまして、やはり自主財源の確保ということですね。これは市税等の確保とかいうものが一番大事になってきますので、全職員一丸となって知恵を出していこうというふうに思います。

特に今後の財政の問題については、未曾有の激しい状況になるということは私ども認識しておりますので、これに対応していくには、本当に行財政改革を市民の皆さん方に理解していただきながら、これはやるということは市民の皆さん方にある程度ご迷惑をかける部分が出てまいりますので、厳しく実行していくことが肝心であるという認識を持っております。

それから、小中学校の統合、それから幼保一元化的な問題につきましては教育長の方で答弁させていただきますが、市の公の施設等の民間委託等につきましては、先般の指定管理者制度を鈴木敬議員のご質問に対しまして、かなり細かく説明をさせていただきましたが、現在取り組んでいる施設にあるのかということをございます。若干考え方はあるわけでありまして、その辺についてはまた担当課の方から、特にあれば考えていただきたいと思ひます。これは18年の条例改正までに日がないわけでありまして、これも真剣に考えていく問題点であろうというふうに思ひます。

それから、下田港の整備についてであります。まず不法係留船対策、これは本当に下田市の場合ですと、台風時に約30隻というような数の船が避難入港してまいります。ただ、稲生沢川の河口というのは避難船で満杯になるわけでありまして、港内には所有者不明の廃船とか不法に係留されている船がありまして、避難船が大変迷惑しておるというふうな問題があるわけでありまして。これは県との協議の中でやっていくわけでありまして、現在本当にこの港内の中に不法係留が約30隻ぐらいあるという数字がわかっております。それから、港湾施設内の中にまた放置車両というのがあるんですけれども、これも12台ほど車が捨てられているというふうな問題点があります。これは今後、自動車のリサイクル法が出てまいります。そういう中で今市内の車検業者あるいは自動車修理工場の方々からも、現在そのリサイクル法に向けて、もしあれだったら我々が無料で処置をしてやるよというふうな申し出もありますので、こういう時期にうまく合わせて、不法車両なんかも整理していきたいと思ひま

す。現実的には、下田港内の廃船というのは今まで民間の方々、下田港をきれいにする会というんですか、漁協の関係者、キンメ船の関係者の方々が、いわゆる漁業保障のお金を自分たちで積み立てて、そのお金を投資して廃船を処理している。ただ、1トンも10万円かかるということで、1数トンの船を処理すると、やはり200万円ぐらいのお金がかかるということで、これも有志だけでやっていると大変長い時間かかってしまいますから、今現在は管理者の県の方に実情を理解していただいて、この避難港としての港の対策というのをお願いしておりますし、先般知事が来ていただいた時にも、ちょうど台風の避難船が下田港にいっぱい入っているところでありましたので、知事が新聞等も見まして、そこを視察していただきました。現状を一番知事が見ていただいたということで、県の方も何とかしなければという思いがあるようでございますので、今後も陳情をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

それから、もう一つの下田市漁協市場前の係留岸壁の増設につきましては、先般議員の皆さん方あるいは会議所の方々、漁協の皆さん方、中部整備局の方にしっかりお願いをしていただきました。しかしながら、当然施策を打つとなると、地元の負担金というのが大きく変わってくるわけでありますので、この辺は地元の負担金の伴わないような事業をぜひやっていただきたいという大変虫のいいお願いでございますけれども、こういうお願いをしてきたわけでありますが、県では下田港の現況調査というのを行っておられますので、こういう中で県の土木所長からのお話ですと、先般お会いした時には、市長さん、大変避難港の整備事業ではこの事業は大変難しいというようなお話もちょっとありましたので、それにかわる事業を国・県の方で何とか探していただきたい、このようなお願いを私の方からもしておきました。

それから、海遊公園の有効利用についての緊急ヘリポートの問題でございますが、確かに今は敷根公園があるわけでありますけれども、芝生の公園じゃないものですから、まさに水をまかなければならないとかいろいろな問題点が、特に夏場の場合ですと、そこまで行く時間もかかるというようなことで、先般まどが浜海遊公園の芝生の場所において運航訓練を実施させていただきました。これに絡んでは土木の方とすれば国道への騒音の問題とか、風のあった時にはどうするかというような問題、あるいは芝への影響ということで、土木の方は土木の方の考え方があるわけでありますが、前向きに土木の方も検討していただけるというご返事をいただいておりますので、今後そこを利用することについての検討を下田土木事務所としっかり進めていきたいというふうに思います。ただ、ドクターヘリが飛んできた時の

パイロットのコメントは、ここが一番下田市では使いやすいというようなコメントをいただいておりますので、やはり緊急医療のためには、敷根公園よりかは、まどが浜海遊公園が一番いいかなと。芝生広場で不特定の市民の方あるいは観光客の方が遊んでいる場所でございますので、その辺の緊急の場合の処理がしっかり対応できるようになれば、十分可能性はあると思います。そういうことで、また土木の方と進めていきたいというふうに考えております。

観光政策の問題でございますが、観光都市としての特徴のある政策の考え方はあるのかということにつきましては、先般の観光施策2人、3人の議員の方からもご質問がありました。今現在は、観光立市という問題についてアバウトではなくて、行政だけが観光立市ということと訴えるのではなくて、やはり下田市とすれば、今後どのような観光立市の観光政策かということ私を初め、市民の方がしっかり認識する必要があるということで、今下田市再生プロジェクトというのを市長公室、観光商工課、横断的にプロジェクトチームを作りまして、今後は全庁的にまちづくり再生委員会の方にかけていこうと。重ねて申し上げるようでございますけれども、これは従来の団体旅行とか、そういう旅行が目的ではなくて、下田で体験をできるような観光というものを作っていく。これには当然市民の方々のご協力が必要でございますので、今これはいろいろ150周年の中での人材バンクの登用、あるいはそういう中で詰めております。

先ほど言ったように、体験型の観光地に変えていくということは、従来の今あるホテルとか旅館は、昔ながらの団体宴会型旅行対応のホテルでございますから、ある程度のお金を取らなきゃならないという問題もあります。そういう中で、夏だけに集中する問題もあります。こういうことを踏まえて、やはりもう少し安く長く下田市にいられるような仕組みを下田市は作っていかねばだめだろうということで、今日も傍聴席にたくさん市民の方が来ていらっしゃるけれども、やはり行政とか観光業界だけじゃなくて、下田市2万7,000人の市民が、どういうふうに観光の町というのを作っていかうかということ、我々が方向性を少しずつ出していきますので、それにご協力をいただきながら、やはり市民とともに作るまちづくり、言葉だけじゃなくて実行に移していただく。これが今回、町をきれいにする条例を9月議会に挙げさせていただくのはその一環でございますし、市民の方々がしっかり環境審議会の中でその立案をしていただきまして、そういう中で市民の方々がいかに自分たちで町をきれいにするか、これを実行に移していただくということをやりながら、体験型のまちづくりというものを作っていく、このように思います。これが1つの大きな考え方で

あります。

特に温泉問題のこともちょっと触れられましたが、先般私どもはやはりこの温泉問題が出てから、もう少し下田の温泉ということ勉強しようということで、四役初め担当課長とか興味のある職員、温泉会社の方に来ていただきまして、いろいろ勉強させていただきました。特に下田の温泉は源泉数が44ヶ所、それから温度が56度、大変いい温泉であると。熱川というのは温泉の熱が高いんですね。86度ぐらいあります。伊東は逆に40数度という低さなんですけれども、ちょうどいい温度が下田市の56度ぐらいの源泉という、平均をとりますと、そういう中で下田市は、湧出量もこの賀茂郡下の中では2番目で、大変湧出量が多いというお話も聞かせていただきました。今後もこういうことをしっかり取り上げながらやっていきたいと思えます。

質問が多いものですからちょっと答弁も長くなりますけれども、申しわけございません。今年の浜松の花博の影響とか、来年の愛知万博の観光客の影響なんて当然のことながら出てくるわけでありまして。そういう中も踏まえて考えていく必要があるのかということで、先般、愛知万博の問題については勉強会がありましたので、市の職員あるいは観光的な問題についても出席をさせていただいて、少し情報等を集めてまいりました。

それから、東南アジア圏を中心とした外国人の誘致という問題につきましても、今下田市は台湾の方が一番多いわけでありまして、今年も6,000名ぐらいの方々が下田市に2泊して、伊豆全体を行楽するというような、下田市を拠点とした形での台湾の方が多く来られました。こういうような形で、やはり受け入れの問題もしっかり勉強していかなければならないのかなというふうに思えます。

あと、医療行政につきましても、先ほどのドクターヘリも踏まえて、やはり今後は高齢化率は下田市は20%ぐらいでありますけれども、どんどん高度医療の問題が大きな行政負担にもなってくると思えます。ですから、やはり一番健康管理上では予防医療というような問題も踏まえて考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

私の方からの答弁は以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 質問の途中ですが、10分間休憩したいと思います、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分休憩

午後 2時40分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、8番、増田 清君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

なお、答弁は簡潔にお願いいたします。

番外。

教育長（高橋正史君） できるだけ簡潔に答えたいと思います。

学校統廃合の、特に小学校の統廃合についてお答えしたいと思います。

増田議員のおっしゃられるとおり、下田市も少子化の傾向が強いです。これは下田市だけの問題ではありませんけれども、今下田市に7つの小学校がありますが、若干変動はあるにしろ1,289名、それから中学校では4校ありまして656名、合わせて1,945名、初めて市内の小中学校で2,000を割りました。私は往年の下小の出身ですけれども、1,100名を超えた下小は今423名というような形の中で、約3分の1。これは兄弟の数やいろいろな形があると思いますけれども、少子化の傾向は全国と同じように、下田市にもそういう傾向が見られます。特に小学校の統廃合については、教育効果から適正規模でと。それから、行財政改革中の効率的な運営というようなことは当然考えなければならぬわけですがけれども、皆さんもそうだと思いますけれども、やはり学校というか特に小学校は、地域というような形の中では、先ほど委員もおっしゃられたように地域に密着し、地域の活性化のために、学校がどういう役目を果たしたらいいかというような形の中で考えれば、単なる意見だけでは解決できないことだろうなというふうに思います。

一時期下田市にも、今7小学校ありますけれども、当時、柿崎と須崎が一緒になった浜崎、それから稲梓に須原、加増野と。全部で1校あったかと思いますがけれども、そのうち4校が廃しました。恐らく今存在していれば複式学級といいまして、1学年の人数が足りなくなりますと、一、二年とか三、四年とか、少ない時は1、2、3年とかという形で運営していくというようなのがありますけれども、これは1年生を含む一、二年の場合には8名、だから9名いれば分かれるというような形で、7名とか6名であれば合体するというような、1年以外の2年3年とか、3年4年とかという時は16名必要だと、そういうような形の中でやっています。今少子化も続いていますけれども、零歳児からの児童数を調べますと、7小学校いずれも複式学級になるところはありません。そういうような形の中で、複式になったら

即統廃合というだけではありませんけれども、やはり一つの基準とすれば複式というような形、他の南伊豆町とか松崎町の方では大分複式をやっているところもありますけれども、またそれで効果を上げているところもあります。それから、複式そのものになったら、少しはやはり考えなければならないなというふうに思いますけれども、先ほど言ったように、複式になる学校はありませんし、やはり地域の中での学校、地域活性化の中での学校の役割というようなことを考えると、小学校の統廃合を考えなくていいのではないと私は思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 今後の指定管理者制度の導入のスケジュール的な質問でございます。昨日もお答えさせていただきましたが、この法律は 15年 6月に公布されまして、9月 2日に施行、そして現在の条例等で指定管理者といたしまししょうか、委託をしている条例、公の指定については 18年 9月までに、何らかの形で具体的な指定管理者を決めなければならないという法的な根拠になっております。そういうものを受けまして、市といたしましてはそれぞれ指定管理者がなじむと思われるのが約 20施設ぐらいあるのかなというふうに考えておりますが、段階を踏んで導入していくのが一番最適かなと。まず第一次的には、先ほど言いました現条例の中で、振興公社あるいは公共的団体等に委託している施設について、具体的にどうあるべきかというのを検討していきたいというふうに考えております。

これらの法の内容あるいは事務手続については、既にそれぞれの現下に対しまして何回となく説明をしております。先般もまた再度係長を中心にやっているところでございます。事務局といたしまして今後は、できればこの 12月、最悪でも 3月までには公の施設の指定管理者を申請等を受け付けるための手続条例をまず作りたいなというふうに考えております。その手続条例と並行いたしまして、今指定管理者といたしまししょうか、公の施設を委託している施設について、現状分析、費用対効果、市民ニーズにやっているかどうか、あるいは今後その施設はどうあるべきか、そういういろいろな観点から分析をいたしまして、一定の位置付けをし、できれば今、下田市の公共施設利用推進協議会という諮問機関がございますので、それに諮って、今後のあり方について検討していただきたいというふうに考えております。

それらを踏まえまして、できれば本年度の 3月頃までには一定の方向を出し、来年 6月には各施設ごとの条例改正、そして具体的には、来年の 7月以降 10月頃までに具体的な指定管理者制度の募集そして決定、そしてできれば、今言いました 18年 9月からの施行ということになりますが、4月からの施行の方がいろいろな意味での事務手続がスムーズに行くのでは

ないかと思われしますので、できれば18年4月からは、すべて導入できるかどうかはともかくとして、そんな形での準備を進めているところでございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） 2の行政改革のうちの、市施設運営の民間委託についてなんですけれども、一応水道法の改正により浄水場の管理が委託できるようになりました。これを受けて、一応来年度水道課の方で2名退職者が出る予定であります。これを受けて一部、部分委託ができるかどうか今検討中でございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 8番。

8番（増田 清君） それでは、再質問させていただきます。

市長の政治姿勢でございますが、やはり政策というのは結果の出る、出なければならぬ政策を実行すべきものであると私は思います。よって、思いはわかりますけれども、観光関係でも、やはり税収が上がる政策はないかということをお心に銘じて行わなければならないかと思えます。その点なかなか難しいと思えますけれども、今の経済の諮問の中で、税収が上がる政策は何か、やはりその辺のところを明確に答えて、何か考えを述べていただきたい、そう思います。

それから、南伊豆町の合併について、合併をしたらどのような町になるのか、今日は傍聴されている方も多いわけですが、みんな合併になったらどんな町になるんだろう、そういう一つの、まだはっきりしていない部分があるんじゃないかと思えます。法定合併協の中で論議されていくのは当然ですけれども、南伊豆町も住民投票という合併法定協議会の立ち上げに住民投票という結果が出たものですから、やはり南伊豆町と合併になったら市長としてこういう町にしたいと、私はそういう思いは明確に述べるべきではないかなと思えますので、再度答弁をお願いしたいと思います。

それから、財政改革の中で、先ほど申しましたように税収はなかなか上がらない。そういう中で市長は、市税の収納をもう少し頑張ってやっていきたいと申しました。しかし、私個人の考えるところによりますと、今の税務課関係、行政改革と反するかもしれませんが、収納課等ちゃんと課の体制を作り、収納する課を作り収納率を上げる、これもやはり一つの大事な行財政改革じゃないかと思えます。その辺、そういう考えはないかどうか伺いをいたします。

それから、財政の見通しにつきまして、三位一体改革の中で、来年度の財政見通しといたらなかなか難しいところもまだ多いと思いますけれども、できましたら数字的に現在こういう財政見通しであるというところをご説明願えればありがたいと思います。

それから、観光政策ですけれども、市長は数日間対在型の観光を目指したいと言いますけれども、今の旅館の形態は、やはり団体が主な形態であります。そういうことで、税金を上げるには旅館にお客さんが来ていただかなければ困る、そういう中でやはり業界の方々と、もう少し会議等でどうしたらお客が来るか、どうやって下田市を売っていくかということを具体的に協議していくべきだと思いますけれども、その辺のところを再度お聞きしたいと思います。

それから、県の観光交流室がまとめた海外からの観光客の受け入れ調査によりますと、やはり伊豆地方の議会については、半数、50%程度が受け入れをしているけれども、問題は言葉、施設が外人向けではない、ハード面、ソフト面をまだまだこれから改善していかなければならないとまとめてあるわけですが、この辺の何らかの県を通じて補助金、そういう面の補助、それから育成していく必要が多分にあるのではないかと、そう思います。それについて、観光商工課の方に、今後市長を含めどんな考えがあるのか、来年度以降どう考えているか再度お答えできればありがたいと思います。

それから、教育関係、当分はそういう統廃合がないということですので、それを信頼していきたいと思います。

それから、医療行政でございますけれども、市長は海浜公園の芝の影響を心配されていましたが、やはり芝より生きて いる人間の方が大切なわけですから、その辺のことを県の方も理解していただき、パイロットもあそこが一番いいという結論も出ているわけで、なるべく早い時期にヘリポートとして使えるよう、再度県の方にお願いをしていっていただきたい、そう思います。

それから、医療行政について、21日の静岡新聞に光ファイバーを使った医療画像診断、言うなれば遠隔でデジタルカメラ等の使用によって、がん等の手術を共立湊病院ですと。10月からするそうでありますけれども、これについては今年の6月17日に県知事が下田市に來られ、市内のホテルで講演して、同じようなことを述べているわけですが、来月から本格運用ということでございますけれども、この事業については何か市の方から、また負担金、補助金等があるのかないのか、もしわかりましたら教えていただきたいと思ひます。いずれにしても共立病院、これは共立一部事務組合のことですけれども、相当下田市でも補助

金を5,000万から出しているわけです。やはりこの辺のところを市民にもっとPRすべく、それらについてお伺いいたします。

以上、再質問についてお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） またたくさん質問が出ましたので、簡単に答弁させていただきたいと思います。

やはり施策の問題でございますけれども、結果がなるべく早く出るような施策を打てということでございますが、やはり今までみたいに大きな財政的な投資をするというものは今後もうほとんど不可能であろうかというふうに思います。ですから、やはり知恵と市民の協力を使いながら、なるべく早く結果が出るようなものに結びつけていきたいというふうに思います。

それから、合併につきまして、南伊豆町が合併してどんな町になるのかということは、私は私なりに結構頭の中では考えているんです。ただ、今は大変重要な時期で、余りこれを南伊豆町はこうするんだとか、下田市はこうするんだとかということも言えない、ちょっと重要な時期でございますので、法定協が立ち上がれば、その中でしっかり考え方なんかを出していきたいというふうに思います。

それから、市税の徴収率のアップ、行財政改革の大きな自主財源を確保するというところでございます。組織の組み方というものは大事であろうと思いますし、単独で生き残ると言った東伊豆町も、かなり一生懸命徴収のことをやっております。今日も朝、税務課の方にも東伊豆町がこういうことをやっているのに、下田市は何でこういう形でできないんだ、こういうことも投げかけをしておきました。そういう形で頑張っていきたいというふうに思います。

それから、どうしたらお客が来るような観光地になるのかということは、これは大きな問題でございますけれども、やはり今ある既存の大手の旅館等は、ほとんど今やはり旅行者に部屋売りというような形が多うございます。ですから、旅行社がいかにお客を下田の方に提供するかということによって、来る来ないという大変、どうも自分たちの努力というよりかは、旅行社の方の考え方でってお客が派遣されている、これではやはり自律の町というのはいできないわけでありまして、当然のことながらそういうことを踏まえて業者の方々とも、今後自分たちがどういう努力をしたら下田市へ来ていただいて、それをまずJTBとかJRとか近畿ツーリストなんかも通さずに、自分たちの力でお客を呼べるような旅館システムを作っていく必要があるのではなかろうかということで検討させていただきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 今後の財政見通しを踏まえての国の動向でございます。非常に国の動きというのは、今市長が言いましたように厳しい状態にあることは事実でございます。

16年度におきましては、当初予算等でご説明申し上げましたが、本格的な三位一体改革、これはご存じのとおり国庫補助金の減額あるいは税源移譲、さらに交付税の見直しというのが3本柱で、毎年一定の方向で骨太の計画ということでの指針が示されるわけでございますが、16年度は本市においては約1億9,000万円ほどの減額の影響額が出ました。特に、公立保育所の運営費に対する国庫補助金が約4,300万、それに連動して県費補助金が2,100万、これらが減額になっております。さらにその他のもの、それから交付税や特別交付税、その他諸々の減額の影響が出まして、当初予算ベースでは今言った約1億9,000万円ぐらいの影響になっているのは事実でございます。

今後の動向でございますが、ご存じのとおり、国においては200年の来年度以降の方針ということで、6月4日に国の方針を決めまして、それに基づきまして、俗に言う地方6団体が、国の補助金のカットについては国の方から、地方6団体に対して、具体的にどのようなものをカットしたらいいのかというボールを投げられまして、ご存じのとおり8月24日には、地方6団体が一定の方針をまとめて国へ提案をしております。それによりまして、18、19の2年間で3兆2,000億円程度の補助金をカットしようとする。そのかわりに3兆円程度の税源を地方へ配分しようとする。その大きな税源移譲のものが基幹税でございます所得税の税率を見直して、地方住民税所得割という形での税源として配分しようというふうな考え方が今進められております。

ただ、これについては徴収率の高いとか低いによって、非常に地方には影響が出るというのは事実だと思います。それから、交付税の状況でございます。これも13から16毎年毎年約1億から1億四、五千万円ほど減っているのも事実でございます。さらに、17年度におきましても、16年ほどの大きな影響額は出ないようでございますが、今の国の見込みですと、約2,200億円ほど出口ベースでの交付税の原資の減額を想定して準備を進めているというふうに聞いております。いずれにしても、毎年国が地方財政計画といって、都道府県を含めた地方財政はこうあるべきだという指針を示すわけですが、昨年は予算編成の確定時期の直前にそれらがまとまりまして、非常に各市町村は財源補填に苦慮したわけでございます。そういう背景を受けまして、国においてはこの地方財政計画も、例年よりも早く市町村へ示すということが検討されておりますので、それらの動向を見ながら、17年度以降の予

算編成あるいは中期財政見通しを策定する必要があるかと思えます。

以上でございます。

観光商工課長（藤井恵司君） 観光関係でございますけれども、現在も団体客が主であるということで、業界と話をしなさいということでございますけれども、それは疎かにするわけではございませんが、団体に加えてグループまたは家族旅行にも今後力を入れていきたいという状況でございます。

それと、外国人観光客の関係でございますが、現在下田市のインバウンドは台湾からのお客様が大部分で、15年度は6,000人と推定しております。今後は、中国からの大旅行が来るのではないかと静岡県のお話がございますけれども、それにも対応していくべく準備はいたしていきたいと思っております。

それから、これは英語圏の方が対象でしょうけれども、今度下田市を含めた静岡県のおかみさんのメンバーが和製コンシェルジェを目指して、ザ・おかみというグループをまた結成されたというような話も聞いております。外国人の受け入れにも万全を期していきたいと思っております。

以上です。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） ドクターヘリの海遊公園の離発着につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおりでございますけれども、今後とも県との折衝を粘り強く進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、共立湊病院における光ファイバー利用によります画像診断モデルの関係でございますけれども、ご承知のように、本年度県の事業としまして進められているものでございます。中小山間地域の医療の質を向上させるため、共立湊病院に医療画像診断モデル事業を展開するということが決まりまして、これは病理専門の医師がいない共立湊病院に顕微鏡のデジタルカメラを整備して、動画像を静岡にございます県立総合病院に送信し、県立の総合病院で病理診断を行う形になります。共立湊病院ではこれによりまして、手術中の病理検査ができることとなりまして、件数の増加と高度医療の向上が図られるという形になります。

共立湊病院におきましては現在、平成10年4月から静止画像によります遠隔地の医療画像診断支援システムを導入しておりますけれども、活用はCTそれから一般撮影、エックス線画像などに限定されておりました。このモデル事業によりますと、顕微鏡の遠隔操作も可能になることから地域の医療水準向上、それから医療の地域間格差の解消につながるものと期待されておまして、本年10月より事業開始を目指して現在進められております。

基金につきましては、既に県からの貸与ということで、現在共立湊病院の方に設置されております。事業費でございますが、先ほどお話がございましたように、下田市としましては共立湊病院に対しまして、平成 15年度決算数値によりまして、5,388万8,000円の負担金を払っているわけでございますけれども、このモデル事業に対しましては県の全額補助ということでございまして、経費は光ファイバー接続の回線使用料ということで、それを共立の方で負担するというので、大した費用の増加にはつながらないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 8番。

8番（増田 清君） それでは、市長の方から税収が伸びない現状で、収納をしっかりとやるという言葉がございました。いずれにしても、やはり収納率を上げる、これが一番大事なことはないかなと思いますので、ぜひとも収納課の新設を検討していただきたく、また収納率を上げていただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、8番、増田 清君の一般質問を終わります。

次は、質問順位8番。1、男女共同参画社会について。2、子育て支援について。3、市町村合併と行財政改革について。

以上3件について、3番、伊藤英雄君。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 政新会の伊藤です。3項目について質問させていただきます。

最初に、男女共同参画社会について。

男女共同参画社会は、戦後日本の高度経済成長を支えた日本型システムが行き詰まり、新しい社会システムを構築するために、いわば日本再生プログラムの一つとして提案されたものであります。今、小泉首相は盛んに「構造改革、構造改革」という言葉を使っておりますが、1996年当時の橋本首相は、男女共同参画社会の実現こそが構造改革の大きなかぎであり、大きな柱であるというように発言しております。そうした経過を踏まえ、1999年には男女共同参画社会基本法が公布、施行され、下田市においても本年3月に、新たなるパートナーシップ創造計画の名のもとに、男女共同参画社会推進プランが策定されたことは記憶に新しいところです。私は、この男女共同参画社会について、雇用・人事・労務管理の観点から幾つかの質問を行いたいと思います。

日本の高度経済成長を支えてきた日本型雇用慣行というのは、大きくは終身雇用と年功序列型賃金であります。それを担ってきたのが、男が稼ぎ、女性が家事・育児を行うという男女による役割分担であります。男性のみが稼ぎ、家族の生活を養っていくという仕組みの中では、男は必然的に会社人間にならざるを得ません。労働は自分のためにするのではなく、家族全員の生活を守るためにしていく、そういう重い責任を背負っているからであります。そうした中、家族全員の生活を背負った男の労働は、家庭のためから会社のためというように変わっていきます。そして、生活を犠牲にし、社会的な規範、時には法律に反するような行為をも行うようになったことはよく見聞きするところであります。経済的な理由で自殺をするのは圧倒的に男性が多いと言います。家族全員の生活をすべて背負った男の悲鳴が聞こえるようではありませんか。男もつらいのであります。

バブル崩壊の後、日本型雇用慣行は終えんを迎えます。いわゆるリストラの嵐です。終身雇用で一生勤められるはずが突然解雇され、毎年上がるはずの賃金は能力主義、実績主義の名のもとに、中高年労働者の賃金はむしろ下がっていきます。こういう環境の中では、男1人の収入に頼っていくわけにはいきません。女性もまた稼いでいかなければならない。家庭の収入は一つではなく、複数持つていくことが家庭の防御策となっていくわけです。女性もまた職場に進出し、自分の能力を生かし、労働を通じて社会に貢献していくというのは歴史の流れであり、必然であろうかと思えます。

女性が職場に進出し、男性と同じように働き、収入を得ていく、昇進や昇格、賃金についても性別による差別がなくなれば、男の生き方は職業の選択を含めて、もっと自由になります。多様な生き方が可能になってくるんですね。ですから、家庭や地域社会に向けた生き方もできるでしょう。男の人生はもっと自由になります。余り自由になって、困ったことをするようでは困ったことなんです。

一方、女性にとって男女共同参画社会の実現は死活問題です。男が生活費の全部を稼いできた、いわば経済的には男に扶養されてきた女性であります。生活物資を買い、食べさせ、着させ、洗濯をし、掃除をし、いわば生活の世話を見るという意味では事実上男を扶養してきた女性は、家事や育児を何の金銭的な報酬を得ないまま、いわば無一文でやってきました。そして、今や稼ぐ力の落ちた男を前に、「あんたどうすんのよ」では済まない時代に立ち入ってきたわけであり。女性もまた働き、収入を得ていかなければなりません。

しかし、現場ではこれまでの雇用環境、男女の役割分担という意識が強い中で、男性中心主義は改善されておられません。この改善をしていくには、女性差別と個人個人の能力、努力、

才能といったものの区別、ここが判然としてこないということがあります。男女共同参画社会が真に男女平等を目指すものであり、職場における女性差別をなくすものであるならば、結果の平等という観点が非常に重要になるかと思えます。個人個人ではさまざまなケースがあるでしょうが、5年、10年単位、あるいは100人、200人を見た時、やはりある程度男女のバランスがとれているのが自然な姿ではないでしょうか。そこが崩れていては、やはり少しおかしい。この議場はすべてが男性ですが、傍聴席はほとんどが女性であります。半分ぐらいおりてきてもらえれば、かなり男女平等になるのではないかと思います。

下田市では、男女の比率が女性が約39%あります。しかし、これは保育士や幼稚園教諭が100%女性であるがために39%あるのです。一般職員だけで見ますと、184人中34人と、18%しかありません。これは、女性の応募者が男性に比べて圧倒的に少なかったというよりは、むしろ職員の採用において、男性枠、女性枠といったようなものがあり、男性を多くとっているのではないかと推察されるのですが、市長にお聞きしたいのですが、職員の採用に当たって、男性枠、女性枠といったような、あらかじめ男性中心の採用があるのでしょうかお尋ねします。

また、結果として女性の職員が少ないのですが、これは男女の生活における、いわゆる男女の社会生活における活動の選択をするに当たって、中立でない影響を与えているのではないのでしょうか。職員は、ここを見ればそうなんですけれども、ほとんどが男性になる。このことに対して、市長は女性職員を積極的に増やしていくというお考えはありませんでしょうかお尋ねします。

職員の昇格においても、現在は女性の係長が1名いるのみで、女性の登用は余り行われておりません。職員の採用時点において男女の能力差が余りないとすれば、なぜその後職員として仕事をしていくのかで、男性のみが成長して、女性職員が成長しないのでしょうか。職場の中に男性中心主義があり、女性は補助的な業務を行うんだといった固定観念があり、結果として女性職員、女性管理職が少ないということはないのでしょうか。男女共同参画社会基本法第2条第2項に、積極的改善措置というものが規定されております。下田市のように男女の職場の登用で著しい格差がある場合には、女性の活用を積極的に行うといったことです。市長は現状に対して、何らかの改善措置を図るお考えはありませんでしょうかお尋ねします。

現在の日本社会の最大の問題の一つが、少子・高齢社会であることは広く言われているとおりであります。少子化の原因と言われる合計特殊出生率の低下は、結婚をしない女性が増

えていることを原因としております。20歳代の女性では就職機会や賃金について、男女差は小さくなっておりますから、親の世帯に相応の経済力があれば、若い女性にとって結婚をすることは生活水準の上昇が望めないばかりか、むしろ結婚によって生活水準が低下していく可能性の方が強いのであります。結婚・出産によって仕事を継続することが困難であったり、再就職することが困難であれば、結婚を先延ばしするのも、また理解できないわけではありません。

終身雇用や年功序列型賃金が崩れ始めたとはいえ、日本的雇用慣行でまだまだ根強く残っているものがあります。その一つが新卒中心の採用です。男女共同参画社会が、男性を会社人間から地域や家庭へ目を向かわせ、同時に自由に生きる社会を目指すものである以上、人生の中途において再就職を行うことが容易にできる、いわば職業選択の転換ができるような社会を目指せなければいけません。また、女性にとっても、出産や育児が職業上のハンデになるようでも困ります。出産育児の後も雇用を継続する、あるいは出産・育児の後も再就職が容易にできるような社会の構築を目指さなければいけないと思います。したがって、男女共同参画社会の実現を図るには新卒中心の採用をやめ、性別や年齢にこだわらず、広く社会から能力のある職員を募集する必要があるのではないかと思います。市長のお考えをお聞かせください。

次は、子育て支援についてお尋ねします。

男と女がともに暮らし、子供を産み育てることに夢や希望を持てる社会を私たちは作っていかねばなりません。そのためには、男性も女性も変わりなく仕事と育児や家庭、地域社会の活動と両立できるような生き方をしていかねばならないでしょう。若い女性が結婚を先送りする原因として、先ほど言いましたように、職場における男女平等が実現されていない、いわば男女共同参画社会が実現していないことが少子化の一つの大きな原因ではないのでしょうか。私は、少子化は女性の反乱のような気がします。男女平等の社会が実現し、真の民主主義が育たなければこの国の将来は危うい、そんなふうに感じています。

今、行政に求められていることは働くことと育てること、このことがうまく折り合えるような地域社会の仕組みを作ることではないのでしょうか。つまり、子育て支援がしっかりできるような地域社会を作ること。子供を育てながら仕事をする、家庭生活と職業生活を上手に分け合っていくためには、子育ての負担を家庭だけではなく、地域社会もまた担っていくことが必要ではないのでしょうか。このことは、行政と住民の協力がなければできないことではありません。行政と住民ボランティアが手を携えることによって、子育て支援の方法は多様化

します。いろいろな支援の仕方ができるでしょう。それは個人個人の状況に応じた子育て支援サービスを可能にするものだと思います。ですから、子育て支援においてはボランティアの育成が重要になります。市長は、この子育て支援のボランティアの育成に取り組むお考えはありませんでしょうかお尋ねします。

仕事をしながら家事や育児を行う若い母親にとって、自分の時間を作ることは大変難しいです。特に幼い子を抱えていれば、24時間目を離すことはできません、手も離せません。美容院に行くことも難しいです。緊急の用事ができた時はどうするのか。若い母親は大変なストレスを抱えながら生きております。市長が少しばかりの予算をつけ、これに取り組めば大きく改善されると思います。それは託児ボランティアです。現在、沼津市や富士市では、既にこの託児ボランティアを行っております。下田市においては託児ボランティアの養成講座といったようなものを立ち上げる、そんなことを検討することはできないでしょうか、市長にお尋ねします。

最後に、市町村合併と行財政改革についてお尋ねします。

下田市の合併は平成14年5月に、賀茂地区合併検討委員会を設立したことに始まり、今年の1月に下田市、河津町、南伊豆町の合併協議会の解散で、一旦終わったかに見えましたが、5月に入り急転直下、南伊豆町長から下田市に合併の申し込みがあり、下田市、南伊豆町の合併かと思いきや、2度にわたる南伊豆町議会の否決という異常事態の中、混迷を深めております。22日には南伊豆町長が法定協議会の設置について、住民投票で決めるというふうに表明を行いました。既に下田市では、法定協議会の設置を議会で決めておりますから、住民投票の結果、法定協議会を設置するということになれば、下田市と南伊豆町の合併についての協議が始まります。

振り返って思いますと、今回の全国で行われている市町村合併は、6年前の合併特例法の改正、そして平成17年3月までに合併をすれば、国はさまざまな形で合併支援をするということに始まりました。下田市と南伊豆町が平成17年3月までに合併すれば、約150億を超える支援が約束されております。合併をすとなれば大変なお金がかかります。住民税にしても水道料にしても、今行われている下田市と南伊豆町のシステムの統合を図ることに巨額なお金がかかりますし、職員の名刺1枚から始まったさまざまな印刷物、看板も、多くのお金が合併についてかかります。

国や県は、合併にかかる経費の半分を負担するほか、17年3月までに合併すれば、下田市と南伊豆町に約16億円の支援が約束されております。しかし、17年3月を過ぎればこの支援

はありません。さまざまな合併にかかる費用を考えると、平成17年3月を過ぎた合併は単独で行くよりも、もっと苦しい状態になるのかと容易に想像が付きまします。国が用意してくれた合併へ向かう最終電車は、平成17年3月が最終であります。この平成17年3月の列車に乗り遅れれば、2万7,000人の市民は合併をしても大変な負担をすることになります。南伊豆町の住民投票が法定合併協の設置に否決ならば、それで合併は終わります。もし可決されれば合併協議が行われるんですが、平成17年3月、来年の3月に万が一この協議がまとまっていなかった時、市長はどのようにするお考えなのかをお尋ねします。

最後に、行政改革について。

平成14年2月に、第3次行財政改革大綱ができ、昨年10月には財政健全化検討委員会が健全化の第1次報告書を出しました。これまで何人もの議員が行財政改革について質問をし、さまざまな細かい行財政改革が行われていることが明らかになりました。老人会のお土産も大分つましくなりました。今市民のサービスも大分切なくなってきた、市には金がないなど、財政苦しいなどというのは実感として持てるようになってきているのではないかと思います。言葉は悪いのですが、小手先の改革は多く見受けられます。しかし、大きな改革が見えてこない。この未曾有の危機を乗り切るには、市民誰もがわかるような大きな改革もまた必要なのではないのでしょうか、市長のお考えをお尋ねします。

以上で私の質問を終わります。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 今日の伊藤議員の質問は大変さわやかでございました。いつもみたいにトーンも上がらずに大変聞きやすい質問で、いつもこのようにやっていただくと私も答弁がしやすくなります。

最初の、男女共同参画社会の問題につきまして、いろいろなお話をまず伊藤議員が説明されてから質問に入ってくださいました。私も少し勉強しながら質問を聞くというような態度をとらせていただきました。大変うんちくのあるようなお話だったのではなからうかというふうに思います。特に男女の雇用の問題、人事の問題、役所の労務管理の問題という中でございました。確かにもう時代は男女共同参画、言葉だけじゃなくてそういう時代に入っているというふうに思います。私ごとでございしますが、私もずっと人生の中で、私自身が男として一家の大黒柱という自負を大変長く持っておりました。私の稼ぎによって、自分の家庭が守られて運営されているということでありましたけれども、実際に6年前に女房を亡くしてみまして初めて女房の存在感というか、家庭の大黒柱はおれじゃなくて女房だったのかな

ということを実感させていただきました。やはり男は確かに外では虚勢を張っている強いことを言っておりますが、やはり生活というものを考えますと、女性 が本当の大黒柱になっていたのではないかなということ踏まえて、この男女共同参画というものをとらえてみたいというふうに思います。

議員の方から幾つかの質問が出ました。職員の採用枠という中で男がどのくらいとか、女性がどのくらいなのかという枠があるのかということとはございません。私自身は現実に 13年から市の職員を採用させていただきましたが、この 16年度までに下田市の職員を 32名採用させていただきました。先ほどの議員のご説明ですと、今現在の市の職員の一般職の割合というのは、男性が 82%で女性はわずか 18%という、そういう比率じゃないかというようなご指摘でございました。先ほどの 32名の私の職員の採用の中の男女比率というのをちょっと調べてみましたら、男性が 20、女性が 12でございます。ということは、男 6、女 4 ぐらいの割合での職員採用をやってきたわけでありまして、特に平成 16年におきましては、初めての女性の技師の採用をさせていただきました。このように女性でも、今までも男性の分野でなければだめだったという観念ではなくて、そういう職員が応募してくるという時代でございます。そういう中で職員採用をさせていただいたわけでありまして。

それから、2つ目の女性職員を積極的に増やしていく考え方、これは女性の方が多くなるというのは、しばらくまだ難しいのかなという思いはあります。しかしながら、今ご報告申し上げましたように、6対4 ぐらいの割合というのはある程度は確保できる可能性はあるかと思っております。しかしながら、あくまで職員の採用試験というのがありまして、年によって女性の方が圧倒的に成績がよくて、面接結果もよかったという年もありますし、男性の方がはるかにいい人材が集まってくるというようなこともございます。このところは大変女性の方々の成績がよろ しいですね。そういうことでなかなか面接をしても、その段階でその人物を見抜くことは 100%できるわけではありません。市の職員になってから、その人間がどのように能力を発揮していくかということの不安はあるわけでありましてけれども、教養試験、一般の試験、採用面接試験等を経て、今はかなり男女、ある程度数字的には近い採用になってきているということをご報告できるというふうに思います。

それから、3つ目に、管理職に女性が少ないのではなからうかというお話でございます。これも改善策はということでございますが、決して女性を管理 職から外しているというわけではございません。ただ今までの長い採用の中では、先ほど議員がおっしゃったように、大変女性の採用率が少ないですから、年齢的にそういう管理職になる年齢のところにいる女性

が少ないということでございます。現実に 4歳以上の市の職員は今 8名ほどおりますが、実は4名がご夫婦で市の職員になっておるとい、ちょっと複雑な面もございまして、果たして旦那さんと奥さんが管理職になるというようなこともいかなものかというような問題点もあるかと思ひます。そういうような問題も含めて、この 4歳以上の女性の方は、1名だけが今係長職になっております。私もいろいろ考えてみますと、やはりかなりこの年齢の方々ですと、私も能力を見抜く力は持っておりますから、ある程度管理職に登用した場合に、その課をまとめ切れるか、そういうこともしっかり考えながらやっていく中で、決して偏見を持って女性登用というものに当たっているわけではありません。ただ、どうしてもそういう流れがあるということだけはご理解をしてほしいというふうに思ひます。

それから、採用に当たって、能力ある人間というのを学校の新規採用ということだけじゃなくてというご質問、これはもう時代はそういう時代になっておると思ひます。今例えば下田市が、採用の年齢制限がありますよということをやっているんですが、今後はそういう年齢のものをある程度撤廃しても、やはり例えば学校を出て一般社会人になって、改めて公務員の試験を受けるという門戸も広げるべきであろうというふうに思ひます。やはりそのまま公務員になるよりかは、一般の社会に出て、苦労して、甘いも辛いもわきまえて、改めて市民のために頑張ろうという公務員が現れてもいいのではなからうかというふうに思ひます。ただ、この辺は別に法律的に縛られるものではないと思ひますので、下田市の考え方として、今後、今議員がおっしゃったようなことも踏まえて、ただある程度の年齢で雇用しますと、やはり若い方の雇用から、ある程度の年齢の方の雇用の給与格差が出てきます。これはやむを得ないのかと思ひますが、そういうことも踏まえて、ぜひ採用は今後柔軟的にやれるような形にもっていきたいというふうに思ひます。

それから、子育て支援の問題でございすが、次世代の子供たちを育てる、これは行政の大きな問題点でありますし、責務であろうというふうに思ひます。しかしながら、大変今少子化の時代でありまして、先般もご報告申し上げましたように、平成 10年から平成 16年の間、この間に乳児というのが 161人も減少しているという、大変少子・高齢化の波がどんどん来ております。しかしながら、一生懸命頑張って子育てをしている方々の悩みもいっぱい聞いております。1つ目の質問の中に、市民のボランティア育成に取り組む姿勢という、ボランティア育成というのは、そういう子育てに対するボランティアをする方々を育成していこうということですね。もう一つは、託児ボランティア養成講座というのもやっていくような要望、沼津市と富士市がやられているというようなことでございすが。

実は、先般もそういう方々とちょっとお話をする機会がありまして、行政の私どもの方にも然りでありますけれども、なかなかそういう細かい要望的なものも上がってこない、なかなか目が届かないという部分がありますが、先般のお話の中ではやはり子育て支援ということで、ある例とすれば、学校の先生が学校へ勤めるために、小さな子供を近所の方々に預かっていただいて、教員としての仕事ができるという事例もあるというお話も聞きました。

また、やはり気持ちとして、お互いの共存・共栄というか助け合う気持ちの中で、よその子供を預かってもいいよという思いを持ってらっしゃるお母さん方もいるという話を聞きましたので、じゃ、それをどういうふうの実現に向けてやっていったらいいかというお話を率直に聞かせていただきました。そうすれば、その方々がおっしゃるには、市が例えばそういう場所を確保してくれる、そうすれば、そういう託児ボランティアの方々は、自分たちがある程度募集したり、話し合いの中で協力体制をとることができるという話を聞きました。そこで実現に向かうには、だったら皆さん方から、こういう仕組みを自分たちが頑張ればできますよと。ですから、行政に対してはこういうお願いをしたいという、こちらから提案するんじゃなくて、皆さん方からその実現に向かっていくものの流れを作って、逆に私どもに示してくださいと。例えばそういう託児ボランティアをされるような方がこのくらいいらっしゃいますと。ですから、このくらいのスペース、例えば空き家とか、空き店舗の跡とかそういうところを、例えば市が何らかの形で提供していただければ、運営に当たっては自分たちがする、だったらその運営母体をどういうふうにするのか、そこまでの提案を私の方に持ってきてくれれば、担当課としっかり打ち合わせをさせていただきますという投げかけをしておきました。まさに、そういう内容的なことを今、伊藤議員の方からも提案がありましたので、私自身はいつでも、そんなに大きなお金はかかることではなくて、子育ての支援になることであれば全面的に協力していきたい、このような思いがありますので、ぜひ伊藤議員の方でも、そういう内容について大変詳しいようでございますので、ぜひ市民の方からそういう方考え方、それから行動表、組織の問題、いろいろなものを自分たちがこういうふうにするよという逆提案をしていただければ、土俵の上に上げていきたいと、こんなふうに考えております。

それから、3つ目の市町村合併の問題であります、来年の3月31日までに特例法の期限があるわけでありまして、ご存じのように、そこまで合併議決ができて、県の方に報告が上がれば1年間の延長というのがありますので、私どもとすれば、この特例法を使っていこうというような形の中での計画でありますので、何とか来年の3月までには合併の議決、

県への届け出、ここまでは努力していきたいと思います。合併の時期については、さらにその1年遅れても国の支援策を受けられるというような内容でございますので、これに向かっ  
ていきたい。1年3月に合併がまとまらなかった場合はどうするのか、これはこの後の南伊  
豆町の住民投票の結果をまず見なければ、そういう考えにもなりませんし、ただ、前回、南  
伊豆町で否決された段階では、第3次行財政大綱の内容をスピードアップしていくという考  
え方を持っております。この辺につきましてしっかり行財政改革を進めていく中で、幼稚園  
等の統合問題、これも実現に向けて頑張っていきたいと、このように考えております。

議長（佐々木嘉昭君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 男女共同参画社会において、女性職員の登用については、石井市長に  
なってからは目立った男女の大きな差がないということなので安心をしました。この採用の  
形が続いていけば、下田市の男女の構成比も変わるのではないかと思います。また、新しく  
入った若い女性たちが大きく成長し、市職員として羽ばたいてくれることを祈っております。

それから、託児ボランティアについてなんですが、実は市民の方は法律的なこととか、あ  
るいは行政が持っている施設であるとか、そういうことについてはほとんど素人なので、で  
きましたら市の方で、託児ボランティア養成講座の担当者というようなものを決めていただ  
きまして、その担当者と市民の方で具体的な提案を作っていく、こういう形がとれないでし  
ょうか再質問でお答えください。

もう一つ、合併特例法の方なんですけれども、1年3月に間に合わなければ、私は合併は  
しない方がいいのではないかとこのように考えております。つまり1年3月を過ぎても合併  
をすればいいんだというような考えをとっておりません。市長におかれましては、1年3月  
に間に合うように一生懸命努力をしていくということは理解できました。しかしながら、相  
手もあることですし時間もありません。それも、残された時間はかなり短い中、1年3月を過  
ぎた後も合併を目指すのか目指さないのか、再度質問いたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 子育て支援の問題につきまして、託児ボランティア養成講座というの  
を市の方で開催してくれるかというご質問でございます。まずその前に、今下田市は職員  
の出前講座というのをやっております。かなり専門職がいろいろなグループのところに行って、  
考え方なりいろいろなことを指導する出前講座のあれがありますので、まず最初にそういう  
思いを持っていらっしゃる方々のところに、担当の方から出前講座で行って、まずいろいろ  
感触をつかむ、その辺からスタートしてみたらどうかというふうに思います。この託児ボ

ランティアの養成講座はそういう中で、そういう思いを持ってらっしゃるお母さん方なり市民がたくさんいらっしゃるということであれば、これは実現できる問題点であろうかというふうに思いますので、その辺から取り組んでいったらいかがなものかと思えます。

それから、1年3月の特例法の中にまとまらなかったというか、合併ができなかったということですが、要するに議決と県の届け出という順番がありますので、それができなければこの合併は御破算でございますね。ですから、そうなったときには今言ったように、すぐその後に、この下田市と南伊豆町の合併という議論にはならないと思います。やはり合併することによって、今度は逆に国の支援がなくて交付税も減らされるような状態になってきますので、これは全く白紙の状態、今後それぞれそれぞれこそ下田市が単独で生き残る道を、行政も議会も市民もみんな3体が一体となって、単独で生き残れるかどうかということ而努力していかなければならないのかなと、こんな認識を持っております。

議長（佐々木嘉昭君） 3番。

3番（伊藤英雄君） わかりました。

出前講座を使い、託児ボランティアについてはさまざまな行政の協力を得ながら進められるであろうことを期待いたします。また、1年3月に間に合わなければ合併はないというお話なので、しっかり間に合うように、議会あるいは行政ともども頑張っていきたいものだと思います。

これにて質問を終わります。

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、3番、伊藤英雄君の一般質問を終わります。

議長（佐々木嘉昭君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日25日と26日は休会とし、27日本会議は午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この後4時から各派代表者会議を第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方はお集まりください。

本日はご苦労さまでした。

午後 3時45分 散会